

平成23年度 茨城県予算編成に関する要望書

公明党茨城県議会議員会

平成22年12月24日

社会経済のグローバル化が急速に進展し、地球規模での環境問題が深刻化しています。そのような中、本格的な人口減少社会の到来、著しい高齢化の進行、所得などさまざまな格差の拡大、さらには競争の激化、財政難など地域社会を取り巻く環境は、なお一層その厳しさを増しています。

今、政治・行政に求められているのは、県民すべてが元気になり、質の高い生活環境のもとで安心、安全、快適に暮らすことのできる“生活大県”づくりです。

そのためには、政治への信頼を回復することはもとより、財源、権限、人材のすべてが中央に集中している現行の政治・行政システムを地域が主体となる地域主権型に変えなければなりません。つまり、国の形を地方中心に大きく変えるとともに、地方、地域にあっては、県や市町村、企業、NPOなどさまざまな主体が連携しつつ、住民がお互いに支え合う住民主役の地域社会構築を目指し、自助、共助、公助のバランスのとれた“いばらきづくり”に全力で取り組むことが必要です。

橋本県政5期目の節目の年となる平成23年度予算編成にあたっては、300万県民すべての知恵と力を借りる、そんな新たな発想での政策展開が必要です。前年踏襲主義の予算編成を脱して、本当に県民のために何が必要なのか、県民の生活現場を直視した予算編成が臨まれます。

本要望書は、平成23年度の予算編成にあたり、生活者のための政治、現場主義をモットーとする公明党の基本姿勢に基づき、日頃の県民相談や現地調査を踏まえて、県民の各界各層の要望・意見を集約したものです。9の大綱、52の中項目、総数939項目からなる、その一つひとつの施策の結実が、豊かで活力のある県政の実現につながると確信いたします。

橋本知事におかれましては、茨城県議会県議会公明党議員会の要望を、平成23年度予算編成に十二分に反映されますよう強く求めるものです。

平成22年12月24日

公明党茨城県議会議員会
代表 足立寛作
井手義弘
高崎 進
田村佳子

茨城県知事 橋本 昌 様

1. 県民生活の向上のために県内産業の活性化と新産業の育成を

1-1. I B B Nの利活用の推進

1. いばらきブロードバンドネットワーク（I B B N）の積極的な利活用を推進し、県内各地域の情報格差を是正すること。新産業の育成のため民間事業者の利用を積極的に促すこと。行政分野のI Tを進め、便利で効率的な行政システムの構築に資すること。
2. 個人認証機能や入札時の公証機能など、県内市町村が共通に利用できるソフトウェアを県が責任を持って整備すること。
3. ISP、ASP、iDC、CATVなどI T関連事業者の県内進出を、積極的に促す優遇措置の創設を検討すること。
4. 放送と通信が融合した新時代のメディアの県内誘致を進め、そのためにもF T T H化を促進すること。
5. I B B Nの市町村接続ポイントの民間開放を市町村に促し、利活用の促進を図ること。

1-2. I T先進地いばらきを目指して諸事業の展開

1. 2015年度を目途に、全ての世帯で超高速ブロードバンドサービスが利用できる“光の道”構想実現に向けて、民間事業者、市町村と協働して基盤整備を図ること。
2. 中小企業でのI T活用を推進するリーダー（システムアドミニストレーター）の育成に全力を挙げること。
3. 県内小売業のインターネットを活用した新たなサービスに対して、技術的支援、財政的支援を行う体制を整備すること。
4. 全ての県民がI Tの果実を享受できるよう公衆I Tターミナル（インターネット情報端末）やホットスポット（公衆無線LANスポット）などの県施設、市役所、町村役場、公民館、図書館などへの設置を促進すること。
5. デジタルデバイド解消のために積極的な施策を展開すること。
 - 5-1 高齢者を高齢者が教えるシニアパソコン研修の実施
 - 5-2 再就職や転職支援のためのパソコン研修の充実
 - 5-3 障がい者のため施策の充実
 - 5-4 小学校低学年からのコンピュータリテラシー教育の推進
6. 障がい者の就労の場を拡大するためI T関連事業を特化させた就労継続支援事業所等を県北地域、県南地域に整備すること。
7. インターネットによる商取引の相談・苦情処理窓口を充実させること。
8. 県のI T化を進める情報化統括監（C I O）を中心に、業務・システムの最適化やI Tを活用した業務改革を推進すること。

9. 統合型GISについては、地図情報の電子化を推進するとともに、携帯電話端末との連携や民間のホームページとシームレスに連携できるインターフェースを整備すること。(新規)

1-3. 不況克服のために金融支援策の強化

1. 茨城県信用保証協会の経営基盤を強化し、中小企業に対する保証業務の拡充を図ること。
2. 企業のリストラ支援融資の金利に県費助成を行い、無利子の融資制度を創設すること。
3. 中小企業向けの制度融資に、無担保・無保証融資を拡充すること。
4. 中小企業者の新分野(ベンチャービジネス)進出のための融資制度の枠を拡大し、利用しやすくすること。
5. 大型店小売店の進出に対応した、地元事業者への融資制度の充実を図ること。
6. 県内の金融秩序維持のため、信用金庫(組合)・農業協同組合等の金融機関の情報公開(ディスクロージャー)を更に推進すること。
7. 県内金融機関の中小企業への貸し渋りに対して十分な対策を行うこと。
8. 中小企業でのIT活用を推進するリーダー(システムアドミニストレーター)の育成に全力を挙げること。
9. 中小企業や住宅ローン利用者の借り入れの返済猶予を促す「中小企業者等金融円滑化臨時措置法」の成立をみたが、貸付条件の変更が円滑に行われるなど、厳しい経営を強いられている中小企業者等にとって朗報となるよう、積極的な取り組みをすること。

1-4. 製造業経営の安定と指導の充実

1. 工業技術センターの施設及び研究指導機能の拡充強化を図ること。
2. 工場と住宅の混在地における中小製造業者の移転促進を図ること。
3. 中小製造業者の技術開発力の向上を図ること。
4. つくば地区の研究機関が有する技術シーズを県内企業へ移転促進すること。
5. 下請企業の受注の確保と取引のあっせん強化を図ること。
6. 県上海事務所を活用した中国進出企業の支援策の展開を図ること。
7. 新産業(ベンチャービジネス)の育成策の展開を図ること。特に新産業育成の拠点となる県ベンチャープラザの機能や権能を強化すること。
8. 日立地区産業支援センターを地域製造業活性化の中心拠点として支援すること。
9. 中小製造業の高度な技術やノウハウを、県内外に紹介・宣伝する仕組みを最新のIT技術を駆使して整備すること。インターネットでの情報発信については、外国語(特に英語)での情報提供を県がサポートすること。

10. インターネットによる情報発信を充実させること。
11. 県内事業者の受発注システムをシームレスにつなぐ、県内企業受発注データベースを検討すること。
12. 団塊の世代の大量退職問題への対応を充実させること。

1-5. 商業経営の充実安定

1. 中心市街地に大型商業施設や行政施設、住宅施設などを集約したコンパクトなまちづくりが出来るよう、誘導策を検討すること。
2. インターネットショッピング、カタログショッピング、戸別配送サービスなどの新業態に対応できる融資制度、コンサルティング体制を充実させること。
3. 商店街の環境整備の促進を図ること。
4. 市街地再開発にともなう商業拠点の整備充実をさらに図ること。
5. 商店街の活性化のためのリーダー育成を図ること。
6. 街路、駐車場の整備、空き店舗の活用、買い物バスの運行、運行集客のため駐車場30分無料など商店街の活性化を図ること。
7. コミュニティビジネスの振興、大規模小売店舗と小売業の連携など、街づくりと一体となった新しい商業集積づくり、商店街の活性化に取り組むこと。
8. 中小流通業の活性化と県内流通機能の強化を図るため、流通施設の整備を促進すること。
9. 商店街の活性化のためインターネットや携帯電話などIT技術を活用できるよう、技術やシステム構築の支援、人材の育成などを行うこと。
10. チェーンストアやコンビニエンスストアなどに商店街組織への加入を求め、互いに協力して商店街の活性化を図るための条例等の制定を検討すること。
11. まちづくり三法の円滑な運用を促進し、中心市街地の活性化を図ること。
12. 合併市町村の一体性の速やかな確立のため、商工会議所と商工会の合併を可能とする法制度の整備を国に要請すること。

1-6. 地場産業の育成

1. 地場産業、伝統産業の育成強化を図ること。地場産業振興のビジョンの具体化を図ること。
2. 観光振興対策の一環として市町村が行う観光関連施設の整備事業に対して県は積極的に支援すること。
3. 観光客の受け入れ体制の整備充実を図るとともに、本県観光のイメージアップと誘客宣伝をより強力に推進すること。
4. 外国人観光客の誘致に積極的に取り組むとともに、海外からの観光客を受け入れられる旅館や民宿、レストランなどを募り登録した施設を観光協会などのホーム

ページで公表したり、簡単な会話集・パンフレット・メニューを作成したり施設運営面での向上を支援すること。

5. まちづくりという観点から、人・地域の交流と経済の活性化をもたらす観光の振興に全力で取り組むこと。

1-7. 雇用拡大対策

6. 時代に即応した産業技術専門学院の整備、公的職業訓練の一層の充実を図るとともに、コンピュータ関連・福祉関連・環境関連などの技能向上を促進すること。なお、「日立産業技術専門学院」をJR常陸多賀駅周辺に新築移転すること。
7. 中高齢者の再就職支援を強化すること。特にIT関連技術の習得の機会を拡大すること。
8. 企業の障がい者雇用率を高めるよう積極的な啓発活動を行うなど、障がい者の雇用拡大、就労促進に向けて全力で取り組むこと。
9. 女性の就労機会拡大のため福祉分野やIT関連分野での職業訓練を充実させること。
10. 国の交付金により造成した「茨城県雇用創出等基金」を活用して、安定した雇用機会や臨時的・一時的な就業機会の創出を図ること。
11. 新たな雇用を創出する企業の県内誘致を積極的に進めること。
12. 介護や農林業などへの一層の雇用創出を図るとともに、農工商連携の充実、地域の知恵を結集した観光ビジネスの活性化などによって、地域雇用の拡大に取り組むこと。
13. 雇用調整助成金の要件を緩和するとともに、助成金の一層の拡充などを国に強く働きかけること。
14. 離職者支援資金制度の県民への周知徹底を図りその円滑な運用を行うこと。
15. Uターン就職の支援や高齢者・障がい者の就職の斡旋をするなど、県の職業紹介体制の強化を図ること。
16. 農業・漁業関連の職業紹介にも取組めるよう体制を整備すること。
17. 県就職支援センター(ジョブカフェいばらき)を県内主要都市に拡充させるとともに、ジョブカード制の普及と啓発に努めるなど、若年層の就職支援をきめ細かく行うこと。
18. 若年者雇用支援策を強化し、多様な職業訓練の場を創出すること。
19. 非正規雇用者の正規雇用への移行を支援する相談窓口の整備を行うこと。
20. 年長フリーターの正社員化のために国の制度と連携し、事業者の啓発・指導に当たること。
21. 女性の就業支援を促進するため、ハローワーク土浦内への「マザーズサロン」設置を国に働きかけること。

22. 雇用の安定確保を促進するため、働く希望を持つすべての青少年、女性、高齢者、障がい者や外国人等の就業参加の実現に向けて、正規雇用を促進する施策を充実するとともに、労働者派遣制度を改善するよう国に強く要請すること。
23. いわゆるネット難民などの実態調査を行い、ワーキングプア対策を充実させること。

1-8. 新産業の育成・企業誘致

1. ベンチャー企業の創業や県内誘致を積極的に図ること。新産業育成の拠点となる県ベンチャープラザの機能や権能を強化すること。
2. 新産業の創業支援のための、特許や新たなビジネスモデル、新技術などを担保として受け入れる新たな融資制度を検討すること。
3. インキュベータ施設の整備を具体的に進めること。水戸、日立、土浦などの空きビル対策として「まちかどインキュベータ」の創設を具体的に進めること。
4. 筑波大学、茨城大学、茨城工専、県立医療大学などの教育機関、地元事業者と連携して、産学官が一体となったベンチャー支援組織を強化すること。
5. 新たな雇用を創出する企業の県内誘致を積極的に進めること。
 - 5-1 企業の直接投資額に応じた補助金を支出するなど、思い切った誘致制度を確立すること。
 - 5-2 企業誘致担当者の権限を拡大し、ワンストップサービスを実現すること。
 - 5-3 知事及び幹部職員が、積極的な誘致活動を行うこと。
6. 新たな産業分野として注目されている環境ビジネス分野において、リサイクル工業団地の整備を具体的に検討すること。
7. 高齢社会に対応する健康・生きがい作り関連の新たな産業を育成すること。
8. 地域における福祉、介護、育児、環境保護、生涯教育などの課題を、地域住民がビジネス手法で解決していくコミュニティビジネスを、積極的に育成、支援する仕組み作りを行うこと。先進的なコミュニティビジネスに対して、具体的な支援や積極的な情報提供を行うこと。

2.行財政改革の推進

2-1.財政基盤の充実強化

9. 行財政基盤強化のため、地方税財源の確保を国に働きかけること。
 - 1-1 地方の担うべき事務と責任に見合った税源配分を要請するとともに、所得税など基幹税による税源移譲と地域偏在性の少ない地方税体系を構築することを国に強く働きかけること。
 - 1-2 法定外税の課税自主権を確保すること。
 - 1-3 子ども手当では国の制度であり、平成23年度以降は全額国費で負担すべきである。また、本来国の責任において実施すべき施策について、一方的に地方への財源負担や事務負担を生じさせないよう十分に配慮するよう国へ要請すること。
 - 1-4 自動車関連諸税の見直しにあたっては、地方の減収分についての補填を確実に行うなどの措置を講じ、県財政に影響の及ばないよう国に強く要請すること。
 - 1-5 少子高齢化の一層の進行に伴って、今後大幅な増加が見込まれる社会保障関係経費などの財政需要について、地方財政計画の策定時に適切に反映するよう国に要請すること。
10. 景気後退などによって生じる地方税や地方交付税の原資となる国税の減収分について、また、政策減税に伴う地方税の減収については、国の責任において財源措置を講ずるよう国に働きかけること。
11. 地方交付税は地方固有の財源であり、地方の財源不足に対応した交付税総額を復元・充実するよう国に働きかけること。
12. 事務手続きの簡素化、超過負担の解消など国庫補助の改善を国に働きかけること。
13. 県税や県営住宅の家賃、県営施設の利用料など収入未済額の縮減に全力を挙げる
14. 遊休県有施設、県有地の有効活用を図り、不要不急のものは積極的に処分を行う
15. 財政再建団体への転落を回避するとともに、持続可能な財政運営及び将来の世代に過大な負担をさせないために、県債残高(国の地方財政対策による特例的な県債を除く)の減少など財政構造改革を推進すること。また、分かりやすい財政情報の開示に務めること。
16. 保有土地等に係わる実質的な将来負担見込額(平成21年度末見込みで約1,890億円)については、県民への負担を最小限にしつつ、持続可能な財政運営を確保するため、平成41年度までの20年間で対策額を平準化しながら、計画的に解消すること。
17. 本県所有の施設、建物の老朽化に伴う耐震化、長寿命化などの維持管理対策に取り組むとともに、建て替えなどによる将来負担額とその対応策を県民に明らかに

2-2. I T 技術を活用して電子県庁の構築

1. 県の I T 化を進める情報化統括監（C I O）を中心に電子県庁の構築を推進し、県民サービスの向上と簡素・効率的な行政の実現を図ること。
2. 業務の進め方の見直しを進め、I T 技術を活用した事務効率の向上を図り、経費の削減に努めること。
3. 庁内の全ての手続きを一ヶ所で処理できるワンストップ行政サービスを実現すること。
4. 県民が自宅や会社にいながら、様々な行政手続きや申請書のダウンロードができる体制を更に充実させること。
5. 県民への情報公開が、インターネットで行えるようシステムの整備、制度の改善を進めること。
6. 入札制度の効率化と透明性の向上のために電子入札の対象範囲の拡大を図ること。事業者に対して電子入札の啓発と導入の支援を行うこと。市町村の電子入札普及のためシステム共同利用や支援事業を進めること。
7. 物品の調達についても、事務の効率化と透明性の向上のため、電子調達システムの導入を図ること。
8. 公共事業の入札情報をインターネットで全面公開すること。（予定価格の事前公表と入札業者、入札価格の公開）
9. 市町村業務の I T 化推進のサポートを行うこと。
10. 携帯電話に対応したインターネット情報提供サービスを充実させること。
11. 県職員、教員の I C T 技術の習熟を図ること。
 - 11-1 ウェブ技術の専門家を養成すること。
 - 11-2 プレゼンテーションソフト（PowerPoint など）の講習を充実させること。
 - 11-3 ワードプロソフトの統一を検討すること（原則的に Word を活用）。
 - 11-4 ブロードバンドに対応した動画放映などの技術講習を行うこと。
 - 11-5 県内市町村の I T 技術者のレベルアップを図ること。特に、セキュリティやウィルス対策に関する専門家を育成すること。
12. 一般県民や N P O、ボランティアなどから広く映像ソフトを募集し、デジタル方式でのオンデマンド・インターネット配信を検討すること。
13. 県警内のサイバー犯罪に対応する部門（サイバー犯罪対策係）を強化すること。
14. 県関連インターネット・イントラネットのセキュリティの強化を図り、県民の個人情報、行政情報の破壊や漏洩を防ぐこと。
15. 教育分野での I C T 化を推進し、コンピュータ等の整備、最新機種への更新、インターネットへの対応、校内 L A N の整備を進めること。
16. 教育分野への I C T ボランティアの導入を図ること。
17. 県民への様々な相談・問い合わせに対して、電子メールでの相談受付体制の充実を図ること。

18. 庁内各機関の通信費低減のため、I P 電話の導入を積極的に検討すること。
19. 県と市町村が連携してシステムの集約化、統合化を図る“自治体クラウド”を導入するとともに、新サービスの立ち上げなどを推進し、県民に開かれた「電子自治体」実現を目指すこと。(新規)

2-3. 組織機構のスリム化と行政事務の効率化

1. 県の出資法人について、法人数の削減目標を設定するとともに、合理化・効率化とその情報開示を徹底すること。
2. 県の出資法人への県職員の再就職を原則全廃する方向で検討を行うこと。出資法人役員は民間から能力のある人材を登用すること。
3. 生涯学習、文化事業は知事部局への移行も含め、一体的な政策展開を図ること。
4. 病院会計、競輪事業会計、企業会計などに企業経営的手法を導入し、一般財源からの繰出しを圧縮すること。特に、病院会計においては、地方公営企業法の全部を適用のもと病院事業管理者による抜本的な経営改善に努めること。
5. 現在、生活環境部国際課に属する「茨城県上海事務所」を、商工労働部の所管とし、中国や東南アジアに対する茨城県の企業、産業の交流拠点として一層活性化させること。
6. 県庁組織については、効率的・戦略的な組織構築を目指し、部・課体制の抜本的な見直しも含めて、組織改革を研究すること。
7. 組織体制や事務所数を見直し、スリム化、効率化、一元化などを目指した統合・集約化を促進して、県の出先機関の再編整備に取り組むこと。その際、県民の利便性を最優先すること。
8. 事務経常経費を大幅に削減すること。
 - 8-1 事務経常経費の削減状況を開示すること。
 - 8-2 決裁体制を見直し効率的なシステムを構築すること。
 - 8-3 申請書類の記入項目や添付書類の削減、押印の見直しなどを一層進めること。
 - 8-4 I T化を一層進めること。具体的には、庁内イントラネットの活用、D T P、電子申請・届出システムの活用による印刷経費の削減、データの共有化・電子データ化の推進、I P 電話の導入による通信経費の削減などに取り組むこと。
9. クールビズ、ウォームビズなどの運動を積極的に展開し、省エネルギーと温室効果ガスの削減に取り組むこと。
10. 平成18年3月に改定した県庁エコオフィスプランの目標達成を図ること。
11. 公共事業にP F Iの手法を大幅に導入すること。
12. 民間でも出来る事務事業は大胆に民間への移行を進めること。その際、企業やN P Oなど民間の優れた能力を十分に活用すること。
13. 公共施設への指定管理者制度の活用を拡大し、県民サービスの向上と効率な運営を図ること。

14. 県庁舎内へのLEDライトの導入など、省エネ対策を一層進めること。
15. 公共施設については、予算編成の中に減価償却の観点を組み込むとともに、これまでの対症療法的な維持管理から、長寿命化をめざし、計画的・効率的な取り組みをすること。

2-4. 人件費、公債費の抑制

1. 総人件費についても削減目標を明確にして削減を図ること。一般行政事務職については、平成18年度からの5年間で1割以上の定員削減を目指すこと。
2. 退職手当債の活用、定数減などによって退職手当の支給を抑制するとともに、早期勤奨退職制度を活用して、退職手当支給額の平準化を図ること。
3. 県立病院や県立福祉施設職員の待遇や給与体系に関して抜本的な見直しを行うこと。
4. 専門職職員の見直しを図り、外部委託できる職種は退職時不補充の原則で臨むこと。
5. 県債の償還方法の変更による負担の平準化を図ること。
6. 国の繰上償還制度を活用して、利率の高い県債の借換えを行い、県債利子（公債費）の圧縮を図ること。
7. 一時借入金の金利負担軽減のため、多様な資金調達方法を検討すること。
8. 行政資源の効果的、効率的配分や、PDCAサイクルによる質の高い行政システムを実現するため、政策評価制度の一層の充実と活用を図ること。

2-5. 県職員の資質の向上とモラルアップ

1. 県職員の受験資格から国籍条項を撤廃すること。
2. 県職員の採用試験に、独創性や協調性、説得力などを重視する新たな選抜方法を検討すること。民間人の試験官などを積極的に活用すること。
3. 民間企業での長期研修や海外研修、国や他自治体（他都道府県、他市町村）での研修を充実させること。
4. 新採用職員について、ボランティアやNPOでの活動を積極的に奨励すること。
5. 職員のボランティアやNPO活動、消防団活動などを積極的に奨励すること。
6. 住民が主役＝お客様との意識改革を徹底し、接遇態度を一新させること。
7. 県庁業務の改善提案（TQC）運動などをさらに充実させること。
8. 業績によって受けられる給与が変わる、新たな給与体系を研究すること。
9. 国の補助事業、県単独事業などの事業費の使用状況について調査し、公金の管理や使い道の透明性を高めるために最善を尽くすこと。
10. 不適正な経理処理を防止するため、職員の公金意識の徹底や納品検査の厳格化などに取り組むこと。

3.地方分権改革の推進と県民本位の行政システムの構築

3-1.地方分権改革の推進

1. 国と地方の二重行政の解消、地方に身近な行政は地方公共団体にゆだねるなど、地方の意見を国の施策に反映させるため、地方が権限を持つ国と地方との協議の場の法制化などを進める新「地域主権関連3法案」の早期成立を国に働きかけること。
2. わが国の統治体制のあり方そのものにかかわる「地域主導型道州制」について、必要性や課題などの議論を深めるとともに、地域の活性化、充実した行政サービス、住民本位の地域づくりに向けて、その導入のための取り組み、備えに万全を期すこと。
3. 本格的な人口減少社会の到来に備えるため、自助・共助・公助の組み合わせに知恵を集め、住民が主役となる豊かな地域社会、真の分権社会づくりに全力で取り組むこと。
4. 旧合併特例法期限内に合併を実現した市町村に対する県の財政支援措置を確保すると共に、国の支援策に対し所用額の確保を要請すること。
5. 地方分権の受け皿となる基本単位である市町村の行財政能力の向上を図るため、県独自の支援制度を創設するなど、市町村の広域合併に向けた取り組みに、なお一層の支援を行うこと。
6. 国庫補助負担金については、真に地方の自由度の拡大につながる廃止、縮減を進めるよう国に働きかけること。
7. 地方交付税は地方固有の財源であり、地方の財源不足に対応した所要総額を確保して、その財源保障機能を堅持させるとともに、地方六団体が提案している「地方共有税」構想の実現に向けて国への働きかけを強めること。
8. 直轄事業負担金については、地方分権の観点から地方にとってきわめて不合理な制度であり、その廃止を求めるとともに、その際、本県にとって必要な事業の遅れることのないよう国に強く要請すること。
9. 県の実施する公共事業の一部を支払う市町村負担金制度については、国の直轄負担金の見直しと併せ廃止に向けての早急な取り組みをすること。

3-2.県民へのサービスの向上と情報公開

1. 事務事業評価制度の拡充を図ること。県民の目線から県事業の見直しを行う「事業仕分け」制度の導入を検討すること。
2. 県政運営にあたっては、県民との対話に努め、県民の意見に一つでも多く耳を傾ける努力をするとともに、県内外の知恵と力を借りる手法を検討すること。
3. 県民への積極的な情報公開、県民の行政参画機会の増大を図り、公平・公正な県政運営を進めること。

4. 情報公開条例の運用を的確に進めること。インターネットでの情報開示を拡大すること。
5. 外部監査制度を更に拡充し、行政の公正な執行を図ること。
6. 公共工事の入札制度の見直しを更に進め、「一般競争入札」の対象範囲の拡大を図ること。
7. IT時代に対応したワンストップ行政サービスを実現すること。インターネットにより諸手続が完了できるよう電子県庁を早期に整備すること。
8. 昼休み時間の窓口業務を、すべての窓口で行えるよう努めること。
9. 立場や考え方をお互いに知ることから真の協働が始まるとの考えに立ち、行政と住民との間で、徹底した情報開示による情報の共有化を図ることで、住民との協働の基盤を構築すること。

4. 少子高齢社会への対応

4-1. 少子化対策の大幅拡充

1. 「次世代育成支援課」あるいは「少子対策課」を部外に新たに設け、総合的な少子化対策を充実させること。
2. 子育て支援とともに子どもの権利条約の精神にも則り、子どもの権利・子育て支援を総合的に保障しようとする「(仮称)県子育て支援条例」の制定を検討すること。
3. 男性の育児休業や子どもの看護休暇取得促進などを進める「子育て応援企業」に奨励金を支給する等の制度を整備すること。
4. 次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と家庭の両立に取り組む企業を拡大するための制度を拡充すること。
5. 円滑な職場復帰と地位・身分の保障など、出産、子育てによって不利にならない企業の雇用環境の醸成・整備に向けて取り組みを強化すること。(新規)
6. 小児医療費助成を進め、当面、小学校卒業時まで拡充すること。また、自己負担分の撤廃や所得制限の緩和についても検討を行うこと。(中学校卒業までの医療費無料化を目指すこと)
7. 小児医療費を県市町村が肩代わりする場合の国からのペナルティを止めるよう国に求めること。
8. 妊婦健診の完全無料化を図ること。バウチャー制度による里帰り出産時の健診無料化も検討すること。
9. 児童扶養手当削減を凍結すると共に、所得制限を緩和するよう国に働きかけること。
10. 国の不妊治療助成金とあわせ、県としての支援を上乗せすること。
11. 認可外保育所の運営費に対する補助をすること。
12. 児童福祉施設(児童館・保育所等)の整備充実を図ると共に、指導員・相談員などの強化を促進すること。
13. いわゆる「産褥期ヘルパー」事業の普及促進を市町村に働きかけること。
14. 就労と育児を両立させるための支援策(事業所内保育サービス・時間延長保育サービス・駅前保育サービス・在宅保育サービス・学童保育等)を積極的に展開すること。また保育料の大幅軽減を図ること。
15. 育児支援ボランティア等の育成を積極的に図ること。
16. 24時間、出産・育児の相談に応えられる家庭支援体制の整備を推進すること。
17. 子沢山(子ども5人以上)で明るく楽しいユニークな子育て実践家庭を紹介・顕彰して、県民に子育てへの関心を高めてもらえるような「子育て大賞」などの表彰を実施すること。

18. 乳児保育・障がい児保育等の特別保育対策を盛り込んだ保育所づくりを推進すること。
19. 多様化する保育ニーズに対応する為、各保育所の中堅クラスの保育士から産婦人科医院や障がい児施設等で研修できるような事業を設けること。
20. 夜間・休日昼間に限られた子ども救急電話相談「#8000」を、24時間対応出来る体制にすること。
21. 拠点病院・輪番制などによる小児救急体制を地域の状況に合わせて県内全域に整備すること。
22. 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化について、出会いの場づくりの一層の促進を図るとともに、職場、学校教育などの幅広い分野での結婚に結びつく取り組みを進めること。
23. 3人以上の子供を持つ家庭の保育料を軽減する補助制度が平成20年度に創設されたが、制度の更なる拡充を図ること。
24. お産のできる病院を確保すると共に、助産師、助産院との連携を深めつつ、周産期医療体制の整備・充実を図ること。
25. 地域における子育て支援の拠点を拡充し、すべての家庭を対象とする地域特性を生かした子育て支援事業を充実させること。
26. 保育所、学童保育の待機児童解消に向けての支援を充実させること。
27. 母親が、育児休業あけに安心して職場に復帰できるよう、保育所の予約制度を取り入れること。
28. いばらきキッズクラブカードの普及を図り、協賛対象店舗の拡大を図ること。特に、コンビニエンスストアや全国展開のチェーンストアへの拡大を図ること。
29. 平成23年度以降の「子ども手当」の制度設計にあたっては、目的の明確化、綿密な制度設計、財源確保策などの議論を積み重ねて、国民の理解と協力の得られる制度とするよう国に強く働きかけること。

4-2. 母子・父子福祉施策の充実と児童・青少年の健全育成

1. 児童虐待へ発展することもある親にとっての育児不安を軽減するために、心理相談員・保育士の配置を推進する「乳幼児健診に於ける育児支援強化事業」の普及促進を市町村に働きかけること。
2. 児童虐待事実の存否についての確認、学校・児童相談所等の対応に関して、学校教員や児童相談所相談員等の相談体制を整備すること。具体的には、一層専門的知識がある医師・臨床心理士・弁護士・警察関係者などでつくる「(仮称)児童虐待防止支援相談(専門家)委員会」を常設的に設けること。
3. 十分な生活資金がなく、着の身着のまま自宅を出ざるを得なかった状況のドメスティック・バイオレンス(以下DV)被害母子等に対して、民間アパート等への入居費の助成を図ること。

4. 県発達障害者支援センターを拠点に、家族や教師等を対象にした助言指導を推進すること。
5. DVにより、夫やパートナーなどから家庭内で受けた女性が、駆け込むことが出来る緊急一時保護施設（シェルター）の確保に支援拡充すること。
6. 保健師・助産師などの確保を図ると共に、その待遇改善と研修の充実を促進すること。
7. 子どもの視線（チャイルド・ヴィジョン）による子どもにやさしい街づくりを推進すること。
8. 「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の設置基準で規定の公共施設や公共的施設における「授乳室」・「ベッドルーム」・「プレイルーム」が、きちんと設置されるよう建築確認の申請段階で指導を徹底すること。
9. 望ましい家庭教育の在り方を親が学べる機会を増やし、正しい育児知識の普及を推進すること。
10. 家庭教育の充実のために「親教育プログラム」を策定し、市町村における家庭教育セミナー等を積極的に支援すること。
11. 「認定こども園」制度の活用を図るとともに、現行法枠内でも今まで以上の保育ニーズに応えられる事業の展開を推進すること。
12. 共同生活型の母子生活支援施設（母子寮）でなく、母子が完全自立するまでの一定期間入居できるようなサテライト型（小規模分園型）の母子生活支援施設の整備を支援すること。
13. 母子家庭の母親の就業及び職業訓練への支援規模を充実拡大すること。
14. 母子家庭で大学入学などによる多額の教育費用が必要なときに、十分な貸し付け支援を図ること。
15. 父子家庭への生活支援を拡充すること。
16. 「子育て支援短期利用事業」・「夜間養護等事業」の普及促進を市町村に働きかけること。
17. 放課後や長期休暇の際に、障がいのある中学生・高校生を預かる取組みを行う市町村に対し費用助成をすること。また、特別支援学校の児童・生徒に対して、放課後・長期休暇時の預かり事業を積極的に推進すること。
18. メンタルフレンド（心の友）派遣事業の実績を教育機関や児童福祉関連施設等に周知・啓発を徹底すること。メンタルフレンド派遣を市町村でも推進できるように働きかけること。
19. 「休日健診・相談等事業」の普及促進を市町村に働きかけること。
20. 「思春期における保健・福祉体験学習事業」や学校教育での性教育などの普及促進を市町村に働きかけること。
21. 幼児期から読み聞かせを行うことで親子の絆を深め、子どもの情操教育に役立つブックスタート事業を市町村に働きかけること。ブックスタート事業で読んだ絵

本の記録などが残せる「記入するのが楽しくなる小冊子あるいはCD等」の記録媒体の配布を市町村に働きかけること。

22. 保育所などを通じて食育の充実を図るよう市町村に働きかけること。
23. 「茨城県奨学金貸与制度」の拡充を図ると共に、国の奨学金制度の更なる充実を働きかけること。
24. 病気の子どもに専用の保育室を地域の保健センター等に設置する事業を推進すること。まずは県庁舎内に、そのモデルケースとして託児スペースあるいは庁内保育室の設置を整備すること。
25. 引きこもり対策などを民間団体とも協力しながら積極的に展開すること。
26. 緊急一時的な保育を行う一時保育を推進すること。

4-3. 高齢者対策

1. 高齢者虐待防止法の趣旨を広く県民に広報し、福祉施設や家庭での虐待を根絶すること。
2. 介護予防施策の充実を図ること。特にいきいきヘルス体操などの普及に努めること。県健康プラザが進める「シルバーリハビリ体操指導士制度」を一層充実させ、シルバーリハビリ体操指導士の市町村での活用を促進させること。
3. 安心・安定の基礎年金制度の確立を国に強く要望すること。国民年金の未納対策のため、保険料徴収事務に対して、市町村とともに県も協力すること。
4. 独居高齢者などのための「緊急通報システム」が未だに実施されていない自治体に対して整備するよう働きかけること。
5. 高齢者福祉の担い手であるホームヘルパーの量的・質的向上を図り、介護福祉士資格への円滑なレベルアップを支援すること。
6. 介護などの福祉サービスについて、マンパワー不足を補い、介護作業の負担を軽減できる、技術開発を促進し、機器の普及を図ること。
7. 認知症疾患医療センターの整備強化を図ること。
8. 特別養護老人ホームについて、国の推進しているユニットケアは、多床室に比較して自己負担が重く、低所得高齢者等の利用が困難になっていることから、その新築・改築・増築にあたっては、地域の実情によって多床室の整備も促進すること。
9. 認知症の早期発見と予防が図られるような認知症予防メニューをまとめたマニュアルの作成し、研修等を通じて住民への配布啓蒙を市町村に働きかけること。
10. 認知症の改善に効果があるとされる「音楽療法」「学習療法」「芸術療法」などのモデル事業を創設し、その普及を図ること。
11. 中高齢者を対象とした職業訓練施設の整備充実を図ること。高齢者雇用の拡大を図ること。高齢者が起業する際の支援制度を創設すること。

12. 健康な高齢者とそうでない方々が支え合う地域福祉社会づくりを目指すとともに、高齢者の知識・経験を社会奉仕活動・ボランティア活動に活用するための計画と体制づくり及び高齢者の生きがいづくり対策を推進すること。
13. 在宅介護の推進に当たっては、介護する家族にも配慮した、きめ細かな制度になるよう国に働きかけること。
14. 県営住宅に介護ヘルパー専用の駐車スペースを設置すること。
15. 自治体面積が比較的広くて路線バスもなく、車も所有していない高齢者等のために住民票・印鑑証明書等の宅配サービスについて支援すること。
16. 高齢者の健康診断等の充実を図ること。
17. 「徘徊高齢者家族支援サービス事業」の普及促進を市町村に働きかけること。
18. 軽度の認知症高齢者用のグループホーム、及び小規模多機能型居宅介護事業所において、各施設自らがホーム内の介護について自己評価及び評価機関による外部評価の結果を公表する制度を充実させること。
19. 小中学校の余裕教室を高齢者福祉の拠点としての活用について支援すること。
20. 医療制度改革に伴う療養病床の削減に当たっては、入院患者やその家族の不安を招かないよう受け皿づくりに適切に対応すること。
21. 市町村が設ける運営協議会の同意を得れば、タクシーなどに限定されていた有償運送がNPOや社会福祉法人などにも「福祉・過疎地有償運送」として拡大されていることから、県として市町村に対しマニュアル等による客観的で公正な運用努力を働きかけること。
22. 後期高齢者医療制度の負担軽減に国や広域連合などが積極的に取り組むこと。なお、後期高齢者医療制度については、廃止の方向が示されているが、拙速な判断は避け、十分な議論を積み重ねて、国民的な合意の得られる、高齢者が安心して暮らせる医療制度となるよう国に強く要請すること。

4-4. 介護保険の改善と安定した運営の支援

1. 介護保険制度が円滑に運営できるよう引き続き市町村の体制整備を積極的に支援すること。
2. 要介護認定の精度の向上を強く国に働きかけること。
3. 要介護認定時の不服申立て体制を拡充すること。
4. 介護予防・健康増進につながる筋力トレーニングなどが出来る拠点づくりを推進すること。
5. 介護保険事業者の資質向上、適正な事業展開を監督・指導すること。事業者の情報を広く県民に提供すること。
6. 介護報酬の不正請求する事業所のチェック体制の強化を図ること。
7. 一部で認められたホームヘルパーによる痰の吸引行為の条件緩和を、更に国に働きかけること。

8. 市町村特別給付での病院への移送サービス・配食サービス・紙オムツの支給などの導入を働きかけること。
9. 介護従事者の所得向上、待遇改善を図ること。
10. 特養ホームや老健施設などの整備に都道府県ごとの独自の基準を認めるよう国に働きかけること。

5.安全で安心できる快適な県土づくり

5-1.原子力関連施設の安全確保と周辺地域の振興

1. 原子力関連施設の事故防止に万全な体制で望むこと。
2. JCO臨界事故に関する住民の健康管理を継続的、永続的に行うこと。
3. 消防、警察の原子力災害・事故に対する防護服、防災資機材を充実させること。
4. 県職員並びに市町村の原子力防災関連職員の教育・訓練を徹底すること。原子力専門職員の育成、採用を進めること。
5. 原子力・放射線に関する知識の県民への啓蒙運動を推進すること。
6. 原子力施設周辺の公共施設を、緊急時の原子力防災拠点として整備すること。
7. 原子力施設周辺道路、道路安全施設などを緊急避難用道路、施設として緊急に整備すること。
 - 7-1 国道6号の東海村笠松から日立市石名坂までの4車線化
 - 7-2 国道245号の日立市から水戸市内までの4車線化(久慈大橋の4車線化、湊大橋の4車線化を含む)
 - 7-3 県道日立笠間線(日立・常陸太田間)の早期完成
8. 新潟県中越沖地震の発生により、東京電力柏崎刈羽原子力発電所で、設計時の想定を大きく上回る揺れが観測され、変圧器の火災発生時には消火に時間を要したことなどから、原子力施設の耐震安全性の確保や消火体制の強化を図ること。

5-2.万全な防災対策の整備

1. 消防力の拡充を図るため市町村の指導、強化・充実を図ること。
2. 地域防災計画の全面見直しと、市町村地域防災計画の策定への指導、援助を図ること。県内市町村のハザードマップの作成を強力的に支援すること。
3. 県有公共施設に関し、耐震性の劣る施設等の具体的な改修計画を策定し、耐震化を早急に実施すること。
4. 防災ボランティアの組織化とコーディネーターの育成を図ること。
5. 地域防災組織の育成・指導を充実させること。
6. 起震車の増備を図り、地震災害への啓蒙活動を強化すること。
7. 防災担当者の宿舍等の整備などを図り、地震等の突発的災害に即応できる体制を整えること。
8. 防災都市づくりを推進するため、復興活動や避難地等として重要な拠点となる県営都市公園の防災機能向上のための整備を進めること。(新規)
9. 災害時におけるライフラインの確保のために、ライフライン事業者間の連携を推進すると同時に、各種ライフライン施設の情報一元化を図ること。
10. 大規模災害時の応急保健医療の充実のために、傷病者の最寄りの医療施設への臨時的な収容(転院)や難病・人工透析患者などの保護、継続的な診療ができる「災害

協力病院」の選定等、医療機関相互の連携による自発的な「災害時医療施設協力システム」(仮称)の構築を図ること。

11. 災害時に流出して引火・爆発する恐れのある硫酸や塩酸、シアン化ナトリウムなどの毒劇物を、どの事業者がどの程度保管しているかを示すデータベースを整備すること。
12. 土砂災害防止の緩衝樹林帯を整備すること。
13. 近年、集中豪雨による浸水被害が多発しており、特に、都市部を中心とした被害は甚大であることから、都市型水害対策に強力に取り組むこと。
14. 現今の自然災害に起因するさまざまな被害を救済・支援するため、「被災者生活再建支援法」「災害弔慰金の支給等に関する法律」「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に定められた条件を緩和するなど制度の見直しを図り、その適用の範囲を拡大するよう国に要請すること。(新規)
15. 県独自の災害救済・支援措置を創設すること。(新規)
 - 15-1 上記の国の法律・支援制度の条件に適用外となった場合、国と同等の救済・支援を受けることのできる本県独自の制度を創設すること。
 - 15-2 災害見舞金制度、住宅の建設・購入・補修費の支援制度など本県独自の災害救済、支援制度を創設すること。
16. 生物剤テロ、化学剤テロなどに対する万全な体制整備を行うこと。
17. 県民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、または、生じるおそれのある緊急事態(地震、風水害、テロなど)に即応できる危機管理体制の一層の充実に取り組むこと。
18. 県内市町村役場の耐震化を支援し、非常用自家発電装置の設置を促すこと。
19. 地震に強いまちづくりを推進するとともに、防災体制の充実・強化を図るなど茨城県南部地震対策を積極的に進めること。
20. 防災情報を地図上で確認できる統合型GISの整備を市町村と一体になって進めること。
21. 改正建築基準法施行による確認検査の厳格化によって、建築確認手続きに遅延等が生じないよう諸施策を実施すること。
22. 各消防本部と連携し、消防の広域化を遅滞なく進めること。

5-3. 生活環境の整備

1. 快適な居住環境をつくるため、上下水道の整備促進に全力をあげること。
2. 市町村負担を軽減するため、下水道法改正を国に要請すること。
3. 水道水源の安全性確保に努めること。
4. 老朽化した水道管(特に石綿セメント水道管)の更新を促進すること。
5. 運営基盤の強化、安定した水源の確保、水の広域的な融通などを図るため、水道事業の広域化を促進すること。

6. 無電柱化(電線共同溝、キャブ化)を促進すること。
7. オープンスペースの確保を図るとともに、駐車場設置条例の制定を促進するなどの都市対策を進めること。
8. 自然の持つ豊かさや再生力を活用できるよう、屋上緑化の義務化などの取組を充実強化すること。
9. 都市公園・道路及び農林地・その他の都市空間における樹木数や公園面積を増やすため「緑の増加計画」を立て、その積極的な推進を図ること。
10. 公園・街路・水辺・斜面等の緑地を緑道で結ぶ「緑と水のネットワーク計画」を強力に推進すること。
11. 沿線市町村の地域振興という観点から、筑波自転車道の利活用を促進するとともに、土浦市・かすみがうら市・行方市・潮来市を結ぶ、霞ヶ浦自転車道の建設促進を図ること。
12. 筑波自転車道(つくばリンリンロード)、霞ヶ浦自転車道、霞ヶ浦の湖岸堤道路を結び、日本一のサイクリングロードをめざすこと。
13. 老朽化した県営住宅の建て替えを促進するとともに、公営住宅の建設を積極的に推進すること。
14. 高齢者対応の県営住宅整備を強化推進すること。既存住棟についてもエレベーターや手すりの設置なども高齢化対策を進めること。
15. 入居希望者に対して公営住宅不足の著しい現状から、民間マンション、アパートの借り上げ等の対応策を早急に検討すること。
16. 本格的な高齢社会到来に備えて、「歩いて暮らせるまちづくり計画」の全市町村での策定を推進するなど、安心・快適な歩いて暮らせる生活圏の形成に取り組むこと。
17. 浄化槽の法令点検において、受益者に対して過剰な経費負担を与えない体制を確立すること。
18. 「偕楽園公園魅力向上懇談会」の提言を踏まえ、魅力向上に向けた施策の推進を図ること。
19. 水辺空間を活用した交流・防災拠点づくりを進め、地域の振興を図ること。
20. 地上デジタル放送への移行に伴う受信環境の確保、辺地共聴施設の改修へ向けた中継局の前倒し設置を促進するとともに、新たな難視聴地区解消対策などについては、国及び放送事業者の責任と費用負担において行うよう働きかけること。
21. 地域住民の利便性の向上と負担の軽減を図るため、地上デジタル放送への問合わせ対応は、各都道府県に設置された総務省テレビ受信者支援センターが直接行う体制を整えるとともに、問合わせ用のフリーダイヤルを設けるよう国に要請すること。

5-4. 環境保護行政の展開

1. 産業廃棄物の処理が適正に行われるよう、監視体制の強化を図ること。

2. 不法投棄の早期発見のために、IT機器を活用した情報の収集・活用に取り組むとともに、国の支援策を強く要請すること。
3. 廃棄物不法投棄の原状回復について、その撤去費用を国の財政負担とするよう要請するなど、積極的に取り組むこと。
4. ダイオキシン類の常時監視体制を確立すること。
5. 容器包装や家電、食品、建設副産物リサイクルを積極的に推進するなど、循環型社会形成に向けて全力で取り組むこと。
6. ゴミの分別収集を促進し、資源ゴミの再資源化、リサイクルシステムの構築を図ること。
7. 家庭への省エネルギー型機器の普及など環境に優しい生活（エコライフ）を定着させるための環境情報の提供に積極的に取り組むこと。
8. 小中学校での環境教育・環境学習を促進すること。
9. 地球環境を視野にいれたグローバルな観点からの環境保全に努めること。特に、庁内に温室効果ガス削減対策プロジェクトを発足させること。
10. 高性能工業炉等の省エネルギー型設備、太陽光発電、燃料電池、バイオマスエネルギー等の新エネルギーの技術開発及びその導入促進を国に要請すること。
11. 二酸化炭素の吸収源対策を推進するために、多様で健全な森林の整備、保全に取り組むこと。
12. 大気汚染測定について、従来の煤煙を中心とする測定項目を見直し、新たに、清掃工場や自動車排気ガスより発生するベンゼン・アセトアルデヒド・ホルムアルデヒド、クリーニング業に利用されるテトラクロロエチレン・トリクロロエチレンなどの微量でも人体に影響のある(発ガン性物質)をも測定項目とすること。
13. 廃棄物のリサイクル、ダイオキシン類排出抑制の立場から、廃棄物再生利用施設の整備を積極的に推進すること。
14. ダイオキシン類の排出抑制を促進するため、ゴミ処理施設の広域化、大規模化、連続運転化等を強力に進めるとともに、一般廃棄物焼却施設や新技術を取り入れたゴミ処理施設の整備への財政援助の拡充を国に要請すること。
15. ダイオキシン類の環境汚染防止に積極的に取り組むとともに、化学物質の排出抑制技術や代替物質への転換技術等の早急な確立を国に要請すること。
16. 県営住宅の点検・改修、保健所の対応窓口の充実など、化学物質過敏症への対策を具体的に実行すること。
17. 県有自動車は、ハイブリッド自動車や天然ガス車などの低公害車に漸次切り替えること。
18. 燃料電池や太陽光、風力発電などの新エネルギーの導入を加速するとともに、バイオマス活用を促進すること。なお、設置補助を継続するなど住宅用太陽光発電システムの普及に努めること。
19. 県内でのE S C O事業を積極的に進めること。県関連事業所のI S O 1 4 0 0 1取得を進めること。

20. アスベストを使用した建物の対策を進め、解体時の飛散防止策などを実施すること。
21. アスベストによる健康被害者対策を進め、相談窓口の拡充や、国の新法を受けての円滑な被害者支援などを行うこと。
22. 森林湖沼環境税を活用した事業については、さらに県民への理解を広め、広く使途や導入の効果などの情報公開に努めること。地域住民やボランティア、NPOとの関係を深め、広範な県民運動として森林・湖沼の環境整備を行うこと。
23. 地球温暖化防止対策として、温室効果ガスの削減への取り組みが急務であることから、クールアースデー（7月7日）でのライトダウンを促進するとともに、公共施設や民間企業、一般家庭へのさらなる普及を図るなど、ライトダウンキャンペーンの充実・強化を進めること。
24. 温室効果ガスの削減に向けた中期目標を達成するため、排出削減と経済成長との両立の道筋を示すとともに、その際、懸念されている企業や国民の負担増等の経済的な影響について、早期に明らかにするよう国に求めること。

5-5. 交通事故の抑止と交通安全施設の充実、地域交通システムの改善

1. 交通事故多発地点における交差点改良をはじめとする、事故危険箇所及びあんしん歩行エリアの整備を積極的に推進すること。歩行者が青信号で通行中の交差点の横断歩道を右左折車が交差することのないようにする「歩車分離式」信号機の設置を推進すること。
2. 歩行者の安全を優先する道路づくりを推進すること。
3. 交通事故において死亡事故原因の徹底解明を科学的に行い、交通事故で死者が出ないような諸施策を講じること。
4. 交通事故による死者数を抑制する為に、シートベルト、チャイルドシートの着用の啓発を図ること。
5. 生活を支える県道や幹線市町村道については、交通安全施設の集中的な整備を推進すること。
6. 児童生徒を交通事故から守るための、通学路の総点検、交通安全施設の整備、歩道の確保などを進めること。
7. 高齢者や障がい者等を交通事故から守るため、バリアフリー化を促進するとともに、その立場に立ったキメ細やかな交通安全施設の整備強化を図ること。
8. 循環バスと歩行者だけを通行させる「トランジットモール」の実験を行い、中心市街地の活性化にもなる交通体系の整備を検討すること。
9. 交通管制システムの整備・拡充や信号機の高度化を図り、交通渋滞緩和のために全力をあげること。
10. 既存の電球式信号機を、視認性が良く維持経費が大幅に削減できるLED（発光ダイオード）式信号機に、早期に更新すること。

11. 高校生の交通安全教育を徹底し、二輪車・自動車等の実地講習を積極的に行うこと。
12. 自転車通勤者が集中する駅周辺で、地下に自動駐輪式のレンタサイクルシステムの導入を支援すること。
13. 一時不停止・傘さし運転・走行中の携帯電話等の交通違反や交通マナーの欠如による自転車の交通事故防止の取組みを強化すること。
14. 高齢者の交通事故を減らすために、病院・医院等で診察の合間に交通安全上の注意すべき確認事項を説明したり、待合室でPR用ビデオを上映するなどの交通安全教育を推進すること。
15. プレジャーボートによる海難事故の増加や不法係留問題に対応するための方策を推進すること。
16. IT技術活用をしたオンデマンドバスシステム、タクシーシステムについて導入を検討すること。
17. 複数の自治体が市町村域を越えて共同して循環バスを運行させる広域循環バスのとりくみを県として支援すること。
18. 公共施設・病院等を結ぶ住民の足として、空車のタクシーを乗り合い方式で利用する「コミュニティ・タクシー」の導入を県として支援すること。
19. 介護タクシー・バスや介助タクシー・バスなどを充実させ、高齢者や障がい者の日常の足の確保を図ること。
20. 交通違反（速度違反）の無人取締装置などを充実させ、交通取締り活動に関する県民への広報活動を推進すること。
21. 駐車違反取締りの一部民間委託等により駐車対策をより円滑に行うこと。
22. 飲酒運転防止の県民運動を展開すること。
23. 県職員の飲酒運転防止を強化すること。

5-6. 水資源対策

1. 生活系排水対策を促進するため、下水道・農業集落排水施設の整備、高度処理型合併処理浄化槽の設置・普及を図るとともに、国への要請も含めて実施主体である市町村支援に積極的に取り組むこと。
2. 既存の合併処理浄化槽から窒素、リン除去能力の高い高度処理型合併浄化槽への改良、転換を積極的に働きかけるための助成制度を創設すること。
3. 下水道・農業集落排水については、普及・整備の促進とあわせて、接続化率の向上に全力をあげる。また、排水処理により発生する汚泥の有効利用のため、建設資材化やコンポスト化等を推進すること。
4. 県民の水質浄化意識の高揚を図るため、イベント等による実践活動や広報啓蒙活動等を引き続き進めるとともに、行政と地域住民が一体となった新たな浄化運動の仕組み作りに取り組むこと。

5. 水質汚濁の著しい地域においては、生活排水対策重点地域の指定をするとともに、当該地域の市町村の実施事業を積極的に支援すること。
6. 霞ヶ浦流域については、霞ヶ浦水質保全条例による排水基準の遵守の徹底指導を図ること。その他の地域の産業系排水対策においては、水質汚濁防止法等による排水基準の遵守の徹底・指導を図るとともに、法令適用外の小規模事業者に対しても、生活環境の保全等に関する条例に基づき適正な排水対策を繰り返し指導すること。
7. 水質汚濁の状況により、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の上乗せ排水基準の範囲の拡大など産業系排水に対する規制を強化すること。
8. 小規模事業所（排水10m³/日未満）の適正な排水処理を促進するため、処理方法及び設備等に関する指針を策定するとともに、支援制度を創設するよう国に働きかけること。
9. 霞ヶ浦の水質浄化対策のため、水質監視体制の充実と汚濁負荷量の実態調査等による、汚濁メカニズムの解明を早急に進めること。
10. 近年増加傾向にあり、水質目標達成を困難にしている溶存態CODの解明に全力を挙げるとともに、その除去のための技術開発、実用化を推進すること。
11. 「第5期霞ヶ浦湖沼水質保全計画」に基づく諸対策を、きめ細かく積極的に展開するとともに、総合的な水質浄化、環境対策の推進を図ること。
12. 常陸川の水門操作をきめ細かく行うなど霞ヶ浦の閉鎖性緩和に積極的に取り組むこと。
13. 霞ヶ浦における魚の生態系や生息環境改善のため、常陸川水門の魚道整備の促進を図ること。
14. 那珂川からの導水については、霞ヶ浦や桜川への放流口を滝や噴水にするなど、市民に親しまれる景観を工夫すること。
15. 霞ヶ浦および流入河川河口の底泥を浚渫するため、処分地の確保・処理方法・底泥の利用などの施策化を推進し、その計画的事業化を積極的に促進すること。
16. 霞ヶ浦湖内での砂・砂利の採取について、水質浄化の観点から手法や量等の再検討を国に要請すること。
17. 霞ヶ浦の水辺や流入河川に葦や蘆のゆったりとしたベルト地帯をつくとともに、多自然護岸などを促進して、生態系の保全・回復に全力を挙げること。
18. 道路排水および市街地排水処理対策の円滑な実施を可能とする仕組み作りを検討するなど非特定汚染源（ノンポイントソース）対策に積極的に取り組むこと。
19. 水辺環境の整備をはじめ、多様な主体の連携強化を図るなど、魅力と楽しさにあふれた親しみやすく、質の高い霞ヶ浦の水辺交流空間の創出等に取り組み、その適切な利用を図ること。
20. 「霞ヶ浦環境科学センター」周辺湖岸にセンター機能と調和した親水型施設整備など、水辺を活用した施設整備を図ること。

21. 「霞ヶ浦環境科学センター」への交通アクセスを容易にする巡回バスの運行を検討するとともに、エコツアーなどを推進すること。
22. 国立環境研究所内の環境ホルモン総合研究棟において、霞ヶ浦における環境ホルモンの解明に最優先して取り組まれるよう引き続き強く要請すること。
23. 河川・湖沼・海岸などの水辺空間の多目的利用による水辺環境の整備を図り、親水行政を促進すること。
24. 河川堤防の整備にあたっては、自然に優しい工法を積極的に導入すること。
25. 自然環境と調和した都市づくりを推進するため、都市景観形成事業の普及定着を図ること。特に、霞ヶ浦・千波湖などについて、その水辺利用を適用対象として検討すること。
26. 水質浄化や水資源の涵養に重要な役割を果たしている平地林・里山林の保全と造成に全力をあげること。
27. トリクロロエチレン等の塩素系有機溶剤による地下水汚染防止対策を推進すること。
28. 井戸水の定期検査を促進し、安全な飲料水の確保に万全を期すこと。
29. 安全で良質な水道水を提供できるよう、水道供給施設の整備を促進するとともに、水源対策及び水質の監視体制の強化を図ること。特に、「環境ホルモン等の化学物質」への対応に万全を期すこと。
30. 神栖市の有機ヒ素化合物による健康被害について、引き続き被害者の意向を踏まえた支援策を講じること。あわせて飲用井戸の水道への転換を促進すること。
31. 有機ヒ素化合物の人体への影響、治療方法について、調査研究を進めるとともに、長期的な健康管理体制を確立すること。
32. ゴルフ場における農薬使用の厳しい制限と場外排水の防止を図るとともに、その監視・指導體制の強化を促進すること。
33. 那珂川水系の堤防工事の進捗を強く国に働きかけること。
34. 県企業局の水道事業に関しては、中期経営計画に則り、施設の遅滞なき更新と過大な投資の防止を図ること。県南水道・霞ヶ浦浄水場の改築工事を円滑に進めること。
35. ハッ場ダム、湯西川ダム等は、本県にとって治水・利水の両面から必要であり、事業の継続を国に強く求めること。
36. 霞ヶ浦導水事業に関しては、住民や漁業者の理解と協力を最優先し、着実な工事進捗を国に働きかけること。
37. 第2期水環境改善緊急行動計画に基づき、桜川（千波湖を含む）の水質改善、水辺空間の整備促進を図ること。

5-7. 県民の安全を守る警察行政の推進

1. 本県では警察官の一人あたりの業務が過重負担となっていることから、警察官の増員を、引き続き国に強く要請すること。

2. 警察署及び交番・駐在所の再編整備を計画的に進め、警察力の一層の強化を図ること。
3. 治安活動の拠点となる警察施設の整備を推進し、警察機能の充実・強化を図るとともに、災害対策の拠点となる警察署については、耐震化改修を計画的に進めること。
4. 捜査支援システムの整備を図るとともに、警察車両やその他装備資機材の増強に積極的に取り組むこと。
5. 警察官OBなど民間人を起用して、不在交番対策を強化すること。
6. 犯罪被害者等の精神的な悩みや家族などの相談に応ずる体制の充実強化を図るとともに、民間支援団体等との連携を一層強化すること。
7. 少年の薬物乱用防止を始めとする非行防止対策を強力に推進すること。
8. 地域住民のサービス向上のため、警察署、交番、駐在所間の地域情報ネットワーク化の推進と公用パソコンの整備拡充と身近な情報発信のため電子広告装置を整備する。
9. コンピュータやインターネットなどを悪用したサイバー犯罪に対処するため、情報の収集、捜査部門の連携と技術支援のための体制整備（技術の向上を含む）民間団体との連携体制の確立などを積極的に進めること。
10. 広域的な詐欺事犯・経済事犯への対応を強化すること。犯罪の温床となる不正銀行口座の封鎖システムを確立すること。
11. 通訳体制の充実など、多発している外国人犯罪対策を強化すること。
12. 警察官の不祥事に対処するため、監察体制の確立・強化を図るなど、その未然防止に全力で取り組むこと。
13. オウム真理教に関わる住民の不安感除去と地域の安全確保のために全力をあげること。
14. 女性警察官の採用枠の確保と女性用に配慮した当直環境、研修教育環境等の整備を図ること。
15. 総合的な暴走族対策を強化すること。特に車両の不法改造やナンバーを隠す行為を厳しく取り締まること。
16. 増加する自動車盗難への対策を一層強化すること。
17. テロ・大規模災害当緊急事態の発生に備えた万全な体制を確立すること。
18. 自主防犯組織や防犯ボランティアなどへの支援を進めること。
19. 地域ごとの犯罪(率)情報などを適時公開し、地域の防犯意識の高揚を図ること。
20. 犯罪多発地域や中心市街地への（スーパー）防犯灯の設置を推進すること。
21. デジタル式ヘリコプターテレビシステムなどの導入を進め、航空隊の機動力・捜査力の向上を図ること。
22. 振り込め詐欺や新手の詐欺事犯への対応と相談体制の整備を行うこと。

23. 残虐な児童生徒の殺人事件等の絶無を期し、犯罪予防策を地域と一体になって強力に進めること。
24. 食品の偽装表示等、食の安全・安心に係る事犯への対応を強化するための体制整備と関係機関との連携体制を確立すること。
25. 特定商取引等に係る悪質商法やヤミ金融事犯、資産形成事犯など社会問題化している身近な経済犯罪に対する予防、取締りと捜査体制の整備強化を図ること。
26. 子どもや女性が安心して暮らせる社会をつくるため、性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等に対する先制・予防的活動を推進するほか、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者の立場にたった迅速かつ的確な対策を推進すること。
27. 関係機関・団体等と連携し、外国人集住コミュニティにおいて、犯罪抑止や交通安全に関する情報の交換、共有を図るとともに、防犯活動や交通安全教室等を推進すること。(新規)

6. 生きがいと活力ある福祉社会づくりと働く者の権利と暮らしを守る

6-1. 地域福祉の充実

1. 生活保護受給者の人権を守るために、諸制度の見直しを図ること。特に、銀行振込による保護費の受給体制を県内全自治体で実施されるよう、普及促進を働きかけること。
2. 住所不定・65歳未満・稼働能力の有無等によって、各市町村・県の福祉事務所において、生活保護申請の受け付けが困難であるということにならないよう、指導徹底を行うこと。
3. 脳血管障がいや事故などにより、収入が激減した家庭への支援策を検討すること。
4. 高齢者世帯・障がい者世帯・18歳未満の子どもを持つひとり親世帯が賃貸住宅を借りる時に、家主に対して滞納時の家賃保証し、民間保証会社と提携して家主が安心して家を貸せる環境を整えるような住宅賃貸支援策の措置を検討すること。
5. 福祉活動の中核的組織である市町村社会福祉協議会の体制強化、及び財政支援のためのキメ細かな具体的予算措置を図ること。
6. 総合的な自殺対策を進めること。茨城いのちの電話など民間組織との連携・支援を更に強化すること。
7. 「親亡き後」に自分で意思の決定が困難な障がい者が生涯にわたり安心して生活できるよう成年後見制度の普及啓発を図ること。
8. 障がい児が放課後や休日を過ごす官立民営の学童保育施設の設置を推進すること。
9. 高齢者や障がい者に対する食事宅配サービスについて積極的に助成措置を図ること。
10. 高齢者や障がい者における福祉の地域拠点である「地域包括支援センター」の整備を促進し、地域における定着普及を図ること。
11. 訪問看護ステーションの整備を促進し訪問看護の地域格差解消につとめること。
12. 地域参加によるボランティア活動の活性化を図ること。そのため公的部門の専門家との連携強化、介護等に必要な知識の研修など、ボランティア活動の基盤の強化を図ること。
13. 「介護実習・普及センター」を充実させ、介護福祉機器等の展示、住宅改造のモデルルーム等を整備すること。
14. 社会福祉法人あるいは当該施設において、財務状況及び業務について検査し、適正な運用が維持されるよう指導を徹底すること。
15. 社会福祉施設を地域に開放するなど地域社会との結合を強めると共に、保健・医療機関との連携強化を図ること。

16. 地域の青少年が身近に触れ合えるように、福祉施設の整備については学校の近くに設置しやすくなるような施策を推進すること。学校内の余裕教室についても、福祉施設の整備推進を図ること。
17. 公共施設の施設内外で案内表示を整備し、盲人用道路標識上の放置自転車・自動販売機・ゴミ箱等の障害物の撤去を行い、地域において老人や障がい者が安心して暮らせる福祉の街づくりの推進を図ること。
18. 「ひとにやさしいまちづくり条例」を活用し、まずは駅や公共施設などのバリアフリー化の整備を促進すること。また、条例の整備対象となる「公共的施設」の中にコンビニエンスストアを明示すること。
19. 「ひとにやさしいまちづくり条例」におけるオストメイト対応のトイレの設置・視覚障がい者用の自動式音声誘導システムが、整備基準通りの施設整備化が推進されるよう、周知徹底化を図ること。
20. 「ひとにやさしいまちづくり条例」で整備基準として掲げられたオストメイト対応のトイレや視覚障がい者用の音声誘導装置などは、既存の県施設においても、人が大勢集まるところから計画立てて、可及的速やかに整備するよう鋭意努力すること。
21. 福祉人材情報及び施設サービス情報等が掲載されている福祉に関するデータベースを一層充実させること。
22. 役所と介護施設をオンラインで結び、施設の空き情報・訪問看護婦の予約状況等を検索できる介護情報提供に関するネットワーク化を整備すること。
23. 小中高の学校教育の中で、介護などの具体的演習を盛り込み、福祉教育の推進を図ること。
24. 介護休業制度の趣旨・中身について県民及び事業者に徹底すること。
25. 在宅介護家庭に対して、保健福祉サービスの利用率を高めるため、福祉専門家や学識経験者・理学療法士等によるプロジェクトチームを編成し、具体的対策を研究調査すること。
26. 「ひとにやさしいまちづくり条例」の精神を体現する企業団体に対して、その貢献をたたえるため、「茨城県ひとにやさしいまちづくり賞」などの授与を検討すること。
27. 全保健所のホームページの内容充実を図り、医療福祉情報の提供が広く公になるよう推進すること。
28. 現職の県職員が、本格的に手話・点字・介護等を学べるボランティア研修の場の支援を一層積極的に取り組むこと。
29. バリアフリーの考えが盛り込まれた新基準に則り、新たな道を整備すること。
30. 既存の道も、車椅子利用者や視覚障がい者が近くに住んでいる場合には、新基準に則り、早急に改修すること。
31. 福祉施設でのサービスに関して、施設側であらかじめ自主点検・自主改善できるように、サービスの評価基準のマニュアルを県として策定すること。

32. 小中高の学校教育において福祉教育を定着させるため、教育関係者と福祉関係者の交流する場を広めること。
33. 身体障害者補助犬（介助犬）同伴の公共施設への入場・職場勤務・公共交通機関の利活用等に関する同伴利用促進要綱の作成を推進すること。
34. 学童保育の場に、地域の障がい児も受け入れられるよう体制整備をすること。
35. ゴミ出しが負担になっている高齢者や障がい者宅の家庭ゴミを、家の玄関先まで回収に行く戸別収集のサービスの推進を図ること。
36. 地域ケアコーディネーターの補助基準である1市町村2名の上限枠の撤廃について検討すること。
37. 地域ケアコーディネーターには、介護支援専門員、介護福祉士などの有資格者を登用するよう働きかけること。
38. 県動物指導センターの機能を拡充すること。またホームページによる情報提供を一層充実させ、衛生予防管理に配慮しながら、犬猫の里親を広く募ること。更に、犬猫の飼い方・しつけ方教室を開催し、センターを訪問した人達には犬猫に自由に触れ合える場を設けること。
39. 飼い猫の野良猫化を防ぐと共に、飼い主の飼育マナーの意識向上を図るために、飼い主と猫の名前・住所・電話番号を登録できるマイクロチップの装着を推進すること。
40. ペットショップやペットの繁殖業者に対する指導を強化し、ペット動物の虐待を未然に防ぐこと。
41. 動物愛護行政に関しては、動物愛護・啓発をおこなう拠点施設を、現状の県動物指導センターと別施設に位置づけることを検討すること。
42. 市町村に対して、動物愛護の担当部署設置を強く働きかけること。

6-2. 医療対策

1. 医師不足の解消について短期的、長期的に有効な施策を早急に立案し、県民の生命と健康を守る体制を整備すること。
2. 医療過誤の根絶をはじめ、事故防止システムの整備と県民への情報公開の体制を整備すること。
3. 県内医療従事者の養成確保を図ること。
4. 県立病院のカルテ開示について本人・家族双方に対して保証すること。
5. 県立病院においてはセカンドオピニオンを求める患者に対して積極的に対応すること。
6. 地域の中核病院と診療所が連携し、より効率的な医療、救急体制の充実をめざす病診連携を積極的に推進すること。
7. 県立病院の抜本的な改革を推進し、一般財源繰り入れの縮減に全力で取り組むこと。

8. 県立中央病院にあってはがん治療、救急医療など政策医療の充実強化に取り組むこと。
9. 平成23年4月に全面改築となる県立こころの医療センター（旧友部病院）においては、精神科救急、思春期精神病対策、薬物対策などを充実させること。また、要望の多い社会復帰の施設の整備を図ること。
10. 夜間休日を問わず24時間体制で小児救急医療を受け付ける病院を整備するための対策を図ること。具体的には、拠点病院・輪番制による救急医療体制を全県に整備すること。
11. 小児科救急医療を補完する為、他科目の医師が小児医療の研修を受けるような取組みを充実すること。
12. 県立こども病院の心臓疾患対応機能を更に充実させること。特に専門医の増員を急ぐこと。
13. 県立中央病院、県立医療大学付属病院に在宅療養難病患者のショートステイ施設を設置すること。
14. 既設中核病院における女性専門病棟の設置など女性専門外来、診療を促進充実すること。
15. 緊急時における患者搬送について、県の防災ヘリの利活用を充実強化すること。
16. 隣接県等と連携したドクターヘリの広域利用を推進すること。
17. 脳機能障がい入院治療した患者の退院後の在宅リハビリができる体制を構築すること。
18. 公費負担になっている特定疾患の対象疾病枠を拡大すること。
19. 早期発見・早期治療によるガン予防対策の充実強化を図ること。
20. 放射線治療や化学療法の充実を図り、総合的ながん対策の推進に努めること。
21. 緩和ケアについて、施設設備や人材育成等を含めた総合的な対策の充実強化を図ること。県内の医療圏ごとに緩和ケアに関する連絡会等を設置して、全県的に施設及び在宅にて緩和ケアを受けられることができる体制を整備すること。
22. 子宮頸がん予防ワクチンを全額国の負担で、県民が等しく接種できる制度を確立するよう、国に強く働きかけること。（新規）
23. 病院をはじめ特別養護老人ホーム・老人保健施設内等でMRSAや肝炎ウイルス等に感染しないよう、予防施策を図ること。
24. 献血事業の推進を積極的に行い、輸血血液の県内自給率を高めること。
25. 骨髄バンクのドナー登録推進に、県が積極的に係わること。
26. 白血病等の治療のため、臍帯血の採取病院を県内に設けること。
27. 誰もが必要な医療・福祉施設そしてそこで働く医師・看護師・理学療法士・介護福祉士等の人材が計画的に配置され、有機的に機能するような地域福祉医療網の整備を図ること。
28. 保健所運営体制を強化し、予防医療対策・生活習慣病対策を推進すること。

29. 8020・6424運動を推進し、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに取り組むこと。(新規)
30. 市町村保健センターの整備について県として最大限の支援をすること。
31. 学校・公営住宅内公園の砂場における犬・猫の糞尿による大腸菌・寄生虫卵の汚染状況を調査し、併せて汚染予防施策を図ること。
32. 各消防本部(市町村消防・広域消防事務組合)の再編をリードし、全県的なメディカルコントロール体制を再構築すること。
33. 救急医療体制を充実強化するため、救急救命士の養成を促進すること。
34. 「中毒110番」制度の充実を働きかけること。
35. アトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患に悩む家族に対して、医師や栄養士などの専門家による相談体制を保健所等に整備すること。
36. 県立及び市町村立公共施設、および教育施設内での完全禁煙を完了すること。
37. 脳機能障がい未然に防止するための諸施策を図ること。特に、脳ドックに対する公的補助を推進すること。
38. 骨粗鬆症予防を早くから徹底させるために、18～39歳(特に女性)対象とした骨ドックに対して必要な公的補助を図ること。
39. 県下どこでも身近に、専門的・集中的にエイズ検査・治療が受けられるよう整備すること。
40. 腎バンク・アイバンク・骨髄バンク等各バンクの連携の強化と整備促進を図り、助成措置を拡充すること。
41. 予防・治療・リハビリテーションにいたる一貫した医療体制を整備充実すること。特に予防のための温泉プールやクアハウス利用等による健康増進対策に積極的に取り組むこと。
42. 個人の病歴・診療歴・服用中の薬等を記録したICカード等によって、いつでもどこでも安心して診療が受けられる健康管理システムの導入を検討すること。
43. 心肺蘇生法を中心とした救急処置を広く一般県民に普及するよう、学校・職場・地域等で各種講習会開催等の体制を整備すること。
44. 人工内耳を埋め込み手術に対しての医療費補助制度の存在を啓蒙すること。
45. 人工内耳手術後の、特に児童におこなう場合の専門の医師あるいはトレーニング施設等を確保整備すること。
46. 鍼・灸等のいわゆる民間治療に関して医学的に有効性が支持されているものについて助成策を図ること。
47. 精神障がい者のデイケア体制の充実を図ること。
48. 薬害中毒患者の社会復帰施設の整備を検討すること。
49. 糖尿病はじめとして生活習慣病の予防体制を強化するため、より多くの県民が、きちんとした栄養指導を職場や地域・家庭で実践できるような体制を図ること。

50. A L S等の拠点病院を整備し、難病治療に関する情報の共有化を図ること。
51. 重症難病患者等全身性障がい者の自己負担軽減のため、ヘルパー派遣制度等の助成制度をより充実させること。「全身性障がい者介護人派遣制度」の整備を図ること。
52. 化学物質過敏症やシックハウス症に関して総合的な対応策を整備すること。健康相談窓口を設置し、相談者への訪問相談、住宅診断・化学物質濃度の測定などを行うこと。
53. 水産加工や食品加工及び調理等を行う食品営業施設に、優れた食品衛生管理システムであるH A C C P（ハサップ）の導入促進を図ること。
54. 腸管出血性大腸菌感染症に対する対策を恒常的に講ずること。
55. ストレスに悩む人がリラックスする方法を身につける「ストレスケア・ルーム」を設置し、リラックス体験とストレス相談等が受けられる場を整備すること。
56. 引きこもる若者の立ち直りのお手伝いを、彼らの心の悩みにアドバイスしたり、可能なら交流できるスペースとして県青少年会館内等にその拠点を設置すること。N P Oやボランティアとの連携により、引きこもり対策を強化すること。
57. 少年の薬物乱用等の非行防止を図るため、薬物乱用防止広報車を効果的に活用し学校等における「非行防止教室」等を積極的に開催すること。
58. 産婦人科医やP T A代表、犯罪心理学者、教員らで構成する青少年の性行動について考える委員会等を設置すること。
59. 新生児の聴覚検査（スクリーニング）体制を確立すること。
60. 生物・化学兵器を使った「バイオテロ」に対して、感染拡大の防止・抗生物質や解毒剤の準備・病原体の検査強化等を盛り込んだ対応策を図ること。
61. 24時間・365日対応可能な電話による健康相談窓口を整備し、県民の急な病気や健康に対する不安の払拭に努めること。
62. アスベストによる健康被害についての相談体制の充実を図ること。
63. 新型インフルエンザ対策について、情報提供の徹底、医療機関の体制整備、ワクチン等その関連資材の充足備蓄など感染の拡大防止と県民への適切な医療の提供に全力で取り組むこと。
 - 63-1 新型インフルエンザに対する正しい予防の知識を周知徹底するとともに、感染拡大の状況などの正確かつ迅速な情報提供を行い、県民への啓発広報に努めること。
 - 63-2 新型インフルエンザ患者の治療を行う医療機関の体制整備、円滑なワクチン接種、相談窓口の強化、医療資器材の充足や治療薬等の備蓄が可能となるよう支援を強化すること。
 - 63-3 新型インフルエンザのまん延期において適切な医療が実施されるよう全力で取り組むこと。
64. 脳脊髄液減少症への理解を深め、検査治療体制の充実を図ること。
65. 原子力安全等推進基金を活用し、医療施設の整備を図ること。

66. 県内のすべての公立施設や公立学校にA E D配備を行うこと。公務員に対するA E D操作使用訓練を実施すること。A E Dの配置場所のデータベースを構築し、インターネットや携帯電話で緊急時に検索できるシステムを構築すること。

6-3. 障がい者（障がい児）の自立支援対策

1. 障害者自立支援法の利用者の負担軽減に積極的に取り組むこと。
2. 特別支援学校・職場・地域において障がい者（児）に対して、基本的人権を守る体制を強化すること。また、相談窓口の充実を図ること。
3. 障がい者の昼夜にわたるケア体制を整備すること。
4. 居宅介護などの基本的な法定の在宅サービスを行う事業所や障がい者の地域での暮らしを支えるグループホーム・ケアホームの整備を本格的に推進すること。
5. 特別支援学校卒業後の障がい者が、プール・音楽室・体育館を利用でき、作業室・日常生活訓練室・社会生活適応訓練室等で機能回復訓練も受けられる障がい者社会福祉施設（フレンドホーム）の設置を図ること。
6. 障がい者の自立を補助するため、電話・ファクシミリ・テレビ電話の機器の購入、そして盲導犬・介助犬・聴導犬の育成訓練に対して助成・貸与の便を図ること。
7. 盲導犬・聴導犬・介助犬（パートナードッグ）などの育成の具体的な支援策を検討すること。
8. 障がい者世帯向け公共住宅の建設及び優先入居を図ること。
9. 企業と自治体等が協力して障がい者の働く場を作る第三セクター方式の就労継続支援事業所等をより定着させるべく必要な助成措置を図ること。
10. 障がい者の障がいの評価・認定の在り方・等級などの見直し改善を図るよう国に働きかけること。
11. オストメイト対策の充実強化を図ること。公共施設にオストメイト対応トイレの充実を図ること。
12. 障がい児の早期療育体制の整備充実を図ること。
13. 情緒障がい児母子療育事業及び自閉症児療育対策の充実を図ること。
14. 発達障がい児に対する医療機関での診療体制の充実を図ること。
15. 保育所・幼稚園における障がいのある幼児の受入れを推進すること。
16. こども福祉医療センターについては、水戸養護学校との協力関係を発展させ、利用者の信頼に応える施設となるよう整備を推進すること。
17. 県立福祉施設入所者の高齢化に対応した施設の整備を図ること。
18. 障がい者雇用拡大を図るため、障がいの程度に応じた障がい者能力開発センターの整備を促進すること。
19. 障がい者の職業訓練にI T技術等の導入を図り、時代に即応した障がい者の職場の拡大を図ること。

20. 障がい者の社会参加を進めるため、官公署・病院・公共施設・道路等の点字ブロック、電光表示板及び手話通訳の配置等の促進を図ること。
21. 障がい者の社会参加と生きがい対策を促進するため、クラブ活動指導員を置き、クラブ活動の推進を図ること。
22. 障がい者にインターネットでニュースや生活情報を提供し、障がい者同士の交流を推進する障がい者情報ネットワークを整備すること。
23. 知的障がい者が共同生活することで自立を目指す知的障がい者グループホームへの移行をスムーズにするための自活訓練システムを整備すること。
24. 精神障がい者の障がい基礎年金等の申請にあたって、申請人が未成年期に発病していた場合、起算日を証明できる書類等があればカルテ以外も可能であることを関係医療機関等に周知するよう、県内年金事務所とともに、県としても各種広報誌等への掲載等をはじめ積極的に働きかけること。
25. 視覚障がい者などのために音声で内容を聞ける県の観光地・公的施設の案内等のホームページを作成すること。
26. 重度身体障がい者へのパソコン給付と情報格差の解消策を図ること。
27. 重度障がい者が介護保険でサービスを利用する場合の自己負担分の助成を図ること。
28. 災害などの緊急避難時に聴覚障がい者に、例えば携帯電話等を有効に使用しながら危険通報できるシステムを整備すること。
29. 障がい児の学童保育に関して積極的に取り組むこと。
30. 障がい児（者）のショートステイや日中一時支援サービスを整備すること。
31. 発達障がい者に対し、生涯一貫した支援体制を整備すること。

6-4. 男女共同参画型社会の推進

1. 女性の人権確立と地位向上を目指した諸対策の推進を図ること。特に男女雇用機会均等法を実効性あるものに改善するよう国に働きかけること。
2. 幼児期からの一貫した男女平等教育を促進するため、家庭・学校・地域が一体となって施策を推進すること。具体的には、男女混合式名簿の採用や教職員が児童生徒に対して「さん」付けで呼名するよう、推奨すること。
3. 休業中の所得保障率を高めるなど育児休業法を実効性あるものにするための施策を国に働きかけること。県としての助成策を検討すること。
4. 女性パート労働者に対する職業能力開発の充実を図ること。
5. 性同一性障がいに配慮して、公的文書における必要のない性別記載をやめるよう徹底すること。
6. 家庭や職場で暴力・セクハラを受けても経済的な理由で裁判が起こせない人のために、訴訟費用を無利息で一定額まで貸付けるなどの訴訟支援を行うこと。
7. セクハラ防止のためのテキスト作成・配布を検討すること。

6-5. 行政のパートナーとしてのNPO・ボランティアの育成と支援

1. NPO活動やボランティアへの県民の関心を高めるため、県民への普及・啓発活動に努めること。
2. NPOへの税制面での優遇措置を国に働きかけること。
3. NPOと行政との連携・協働を積極的に進めること。
4. NPOやボランティアの交流拠点である交流サロoonいばらきを充実させること。
5. 震災や大規模災害への備えとして、防災ボランティア等の育成、組織化を進めること。
6. 教育現場へのボランティアの活動参加を積極的に進めること。特にICT教育、福祉教育、環境教育などでボランティアとの連携を密にすること。
7. 厳しい財政状況に陥っている県ボランティア基金に対する対応を図り、県内ボランティア団体の財政支援を強化すること。
8. 「ご近所の底力総合対策事業」の充実を図ること。

6-6. 勤労者対策

1. 勤労者の暮らしと安全を守るため労働条件の改善・整備を図ること。
2. 育児休暇・介護休暇の普及を図るため、休業保障を充実させるよう国に働きかけること。
3. 勤労者の持ち家対策の充実を図ること。
4. 中小企業の労働力確保を推進する官民合同の協議会（人材情報の交換、人材獲得につながる有効な雇用管理手法等を検討）を設置すること。
5. 中小企業退職金制度への加入促進を図ること。
6. 県内新卒者の雇用創出のために、所要の施策を実行すること。
7. パートタイマーなど不安定雇用の勤労者対策を推進するため、労働条件の改善等の諸対策を行政面から積極的に働きかけること。
8. 県内の中小企業に対する魅力ある職場づくりのため、施策の充実を図ること。
9. 厳しい雇用状況を改善するために全力を挙げる。特に企業のニーズに対応した能力開発や技術習得等を積極的に進めること。
10. 事業主や勤労者に対して、職業能力開発に関する情報提供、相談サービス等を積極的に展開すること。
11. 民間企業に働く勤労者の待遇や雇用を巡るトラブルの相談窓口の充実を図ること。またメンタルアドバイザーの充実を図ること。
12. 雇用を守るため労働者が仕事を分かち合うワークシェアリングに関心がある企業や労働組合を対象に、専門のアドバイザー派遣の施策を図ること。

13. 急増するフリーターに対して、職業意識養成のセミナーや仕事選びの相談会及び日本版デュアルシステムなどにより正規雇用就業への促進を図ること。
14. いわゆるニート対策を充実すること。
15. 地域若者サポートステーションを設置し、社会的な適応力の不足している若者に対する支援を強化すること。
16. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け気運の醸成を図ること。
17. 市町村のシルバー人材センターの充実に努め、財政的支援の拡充と制度上の見直しを行うこと。

6-7.消費者行政の充実

1. 消費者センターの整備充実を図り、相談員を増員すること。市町村センターの育成を図り、その連携強化を図ること。
2. 消費者に対し適切且つ迅速な情報を提供し、悪徳商法被害の未然防止・拡大防止を図ること。
3. カード破産・多重債務・ヤミ金融などの諸問題に関する専門相談窓口を設置し、対象者側に立った丁寧かつ適切な対応をすること。
4. いわゆる「振り込め詐欺」に対しての防御知識の徹底を図ること。
5. 製品事故に関する相談窓口の充実を図ること。
6. インターネット取引等に関する相談体制を強化すること。
7. 消費者自立支援を推進するため、地域における消費者リーダー養成などの施策充実を図ること。
8. 消費者教育を積極的に推進すること。

7.人間性豊かな教育の実現

7-1.創造的世界市民を育てる教育行政の確立

1. 文部科学省が策定した「新たな教職員定数改善計画案」が着実かつ計画的に実施されるよう国に働きかけること。
2. 小学校1～4年生及び中学1年生に採用した35人学級とチームティーチングを併用した茨城県独自の少人数学級への取り組みを、順次拡大すること。また、その所要の予算を県費で確保すること。
3. 子供たちが電話等により悩みを相談できる「子どもホットライン」について、フリーダイヤル化を進めて、いつでも気軽に相談できる体制の強化を図ること。あわせて、家庭における子育て不安やしつけなどの悩みを相談できる「教育・子育て電話相談」事業の拡充を図ること。
4. 臨床心理士などの有資格者の増員を図り、全ての学校にスクールカウンセラーを配置すること。
5. いわゆる「学級崩壊」の未然防止を図るため、経験豊かな教員OBなどの採用を図るなど、積極的な取り組みを図ること。
6. 完全学校週5日制を受けて、子どもを育てる地域環境の充実を図るため、奉仕活動や体験活動等に関する事業を一層促進すること。
7. 「いばらき教育の日・教育月間」を形骸化することのないよう、常に意識啓発を図ること。特に、地域の教育力を高めるために、学校、家庭、地域社会が連携して青少年の健全育成に取り組むこと。
8. 消費者教育・交通安全教育・エイズ教育など実生活に役立つ知識の習得や生活の知恵を身に付けるための生活者の視点を重視した教育の推進を図ること。
9. 資源浪費的なライフスタイルの見直しを促進するとともに、人間が自然をどう捉えて、どう調和していくか、人間が被害者であると同時に加害者になっていることを教える環境倫理をはじめとする環境教育の充実強化を図ること。あわせて県自然博物館の積極的な活用を図ること。
10. 教師が使命感を深め、教師の職責にふさわしい指導力や見識を持てるよう、初任者および10年経験者研修制度の充実・国内長期研修の推進・海外研修制度の充実などを図ること。
11. 教師の自主研修・教材研究にゆとりある時間を生み出せるよう一層の工夫と改善を行うこと。
12. 教師の質の向上を図るため、児童・生徒自身や外部による評価制度を導入し、学級崩壊をおこすなど指導力に問題のある教師についての研修制度を確立すること。
13. 不登校の児童、生徒のため、家庭訪問による学習指導や教育相談等の充実を図るとともに、適応指導教室の施策充実などのキメ細かな対応を講ずるとともに、学校カウンセリングの導入・充実・強化を図ること。

14. 不登校の生徒を抱える家族が相互に情報を共有できるネットワークを構築するなど、引きこもりの未然防止に全力で取り組むこと。
15. いじめや不登校の未然防止や早期発見、早期対応、教育相談体制の充実等を図るために外部人材の活用や子どもの居場所作りの推進など、課題を抱える子どもを積極的に支援する体制を強化すること。(新規)
16. 保健室登校の児童・生徒のため、学校に精神科医を派遣し、養護教諭の行う健康相談などへの支援を充実すること。
17. 特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応した学校の適正配置に努めるとともに、特別支援学校が抱える今日的な課題の対応に努めること。
18. 発達障がい児への適切な対応ができるよう指導の充実に努めること。(新規)
19. 障がい者教育の充実強化を図るとともに、障がい者が健常者と協力して学習できる体制づくりを推進すること。
 - 19-1. 知的障がい者の県立普通高校への門戸拡大を図ること。
 - 19-2. 身体障がい児の小中学校普通学級での就学に対して、スクールヘルパーや支援員の配置を進め、保護者の負担軽減を図ること。
20. 経験豊富な教員の配置により教育効果を高めるため、教員の適正配置に取り組むこと。
21. 小学校、中学校、高等学校間の教員の異動に関しては、教員本人の意向を十分に尊重すること。
22. 単位制普通高校、総合学科高校の充実を図り、「特色ある高校づくり」「行きたい学校づくり」に積極的に取り組むこと。
23. 近接の高校が相互に関連の単位の取得に便宜を図るなど、相補性をもつことのできる高校づくりを推進すること。
24. 特別支援学校と普通学校の交流を積極的に行うこと。また、特別支援学校高等部における職業教育について内容の充実・強化を図ること。
25. 県立特別支援学校のスクールバスの増車により、通学時間の一層の短縮を促進すること。介助員等の充実を図り、児童・生徒の安全を確保すること。
26. 県立特別支援学校へのプール設置を促進すること。
27. 「就学時健康診断の知能検査」を就学決定の材料にして、障がい児の排除につながらないように市町村教育委員会を指導すること。
28. 喘息などで長期入院中の子供たちの「病院内学級」にマルチメディアを活用し光ファイバーを利用したテレビ会議システムを応用した学習システムを整備すること。
29. 特別支援教育として統合教育が一般校で推進出来るよう、現在の県内特別支援学校の基本的なあり方を「一般校を支援できるセンター」的な位置付けとしての方向を構築し、いわゆるスペシャリスト・モードによる特別支援教育の展開を検討すること。

30. 支援を必要とする児童・生徒にきめ細かい指導のできる体制を整えるため、特別支援教育支援員を適切に配置すること。
31. 児童・生徒の人権を重視した校則の見直しを促進し、のびのびした教育がうけられる環境づくりに努めること。
32. 幼稚園・保育所と小学校教育の連携を密接なものにするため、教職員の交流・協議機関の設置を促進すること。
33. 子どもたちが普段の学校生活では体験しにくい、活動や学習（自然体験、農業体験、洋上体験など）の機会を拡大させること。
34. 学校における朝の読書運動、地域における読み聞かせ運動など、子供たちが読書に親しむための環境整備に積極的に取り組むこと。
35. 全ての教員が、児童生徒の「良き相談相手」あるいは「良き聞き手」となるべく、カウンセリングマインドを身につけるため、「カウンセリングのための研修」を受けられるよう、その条件整備を図ること。
36. 学校と家庭の結び付きを強めるため、「教育だより」を県内の全公立学校の児童・生徒の家庭に月刊で届けられるようにすること。
37. 教育相談の実際の窓口になる教育事務所などの生徒指導相談室などに専門の精神科医や心理学者を相談員として配置し、心の面で障がいを持つ児童・生徒に対して、早期発見・早期治療が施されるような体制の整備を図ること。
38. 学校・家庭・地域社会の三者が一体となって、いじめ問題に対する具体策を立てられる組織作りを図ること。
39. 児童相談所や警察など、子どもの生活に関わる地域資源と学校との連携を円滑にするため、スクールソーシャルワーカー制度を拡充すること。（新規）
40. 一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成するための施策を一層充実させると共に、ボランティア活動や様々な奉仕・体験活動推進事業等を通して、人間性豊かな青少年の育成に積極的に取り組むこと。
41. 教員のICT技術への資質向上を図ること。また、採用にあたって、ICTの基礎知識を問う試験内容を検討し、時代即応の人材を確保すること。
42. 高校での交通安全教育を徹底すること。特に、高校生の二輪車運転教育を充実すること。
43. 校長、教頭など幹部教員への昇任制度をより透明性の高いものにする事。
44. 教員にふさわしい人物の採用が可能となるような教員採用試験の改善に一層の努力を払うこと。
45. 県立高等学校事務長の広域的異動を計画的に行うこと。
46. 就学中のこどもがいない世帯の人も赴くことができる「学校開放の日」を設けること。
47. 教員の教育力を向上させるため、児童・生徒から「わかりやすい」・「興味が持てる」と評判の教員の授業方法において競争し合う場を設けること。

48. 生徒同士が行うカウンセリング「ピアカウンセリング」等の導入を促進し、生徒が主役となった好ましい人間関係づくりや友達による相談活動の活性化を図ること。
49. 県立高校への民間人校長登用にあたり、十分な支援体制を整えること。
50. 小学校における外国語活動を積極的に進めること。特に、コミュニケーション能力を高める機会を拡大すること。
51. スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール、スーパーサイエンスハイスクールなどの国の先進的事業を積極的に展開し、多様で創造的な高校教育を実現すること。
52. 外国人講師などの待遇を改善し、計画的で責任ある教育・指導体制を確立すること。
53. 小学校区単位による放課後の子どもの安全で健やかな居場所づくりのため、放課後子どもプランの円滑な運営促進に向けて全力の取り組みをすること。文部科学省所管「放課後子ども教室」と厚生労働省所管「放課後児童クラブ」の両補助事業の一本化を国に強く要請すること。
54. 教員の子どもの向き合う時間の拡充及び地域の教育力の活性化などを図るため、「学校支援地域本部事業」を積極的に推進するなど、小中学校を拠点として、地域社会総がかりで児童生徒を支える体制整備に全力で取り組むこと。
55. 児童生徒のネット環境を守るため、全ての公立学校で保護者を対象とする「子どものネット環境を守るための講座」を実施するとともに、子どもたちをネット上のいじめ等から守るための「ネット上の見守り活動」を具体的に推進すること。
56. 全国学力・学習状況調査の結果を広く県民に公表し、学力向上の一助とすること。
57. 社会人のキャリアアップやフリーターの学び直しの機会の確保、高齢化社会に対応した多様な生き方の実現等を目指し、いつでも自由に学ぶことができる生涯学習の仕組みを構築すること。
58. 団塊の世代等の社会参加や生きがいづくりを支援するための拠点作りや、情報提供、ネットワークの構築などを積極的に推進すること。
59. 外国人学校への経済的・人的支援、および外国人の就学支援を強化すること。

7-2. 教育費負担の軽減

1. 義務教育予算の総額を確保し、教育の機会均等・水準確保・無償制といった義務教育の原則を厳守すること。
2. 副読本や特別活動に要する費用の完全無償化を図るなど義務教育の無償化を徹底すること。
3. 私学への公費助成を拡充して、授業料父母負担の軽減を図り、公私立間格差の是正を促進すること。
4. 各種の就学奨励費・奨学金制度を拡充・強化するとともに教育融資制度の充実を働きかけるなど、教育の機会均等の実質的促進を図ること。

5. 私立学校において、保護者が何らかの事情で授業料が支払えないような事態に至ったとき、授業料減免制度が申請者の人数分発動できるよう、支援措置をとること。
6. 経済的に困難な児童・生徒を支援するため、教材・図書等の援助や就学援助、給食費の支援等を行う制度を構築すること。

7-3. 受験教育・偏差値教育の是正

1. 学歴に偏りがちな雇用のあり方の是正を、国に強く要請すること。
2. 基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成を図る授業ができるようにすること。
3. 豊かな学習、個性や創造性を育むことをより可能とする中高一貫教育を推進し、その充実を図ること。
4. 県立高校の入学者選抜制度の見直しを図り、推薦入学枠の拡大に取り組むこと。
5. 公立高校推薦入試の願書受付の際、受験生自筆による志願理由書の提出を求めるよう改善すること。
6. 身体並びに知的障がい者の県立普通高校への進学機会を拡大すること。
7. インターンシップの単位化を推進するなど、職業教育を充実させること。
8. 児童生徒の能力や適性、学力などを考慮してふさわしい職業を選べるように適切な援助を行う、キャリアカウンセリングを充実させること。

7-4. 施設など教育環境の整備

1. 教育内容に関わる視聴覚施設などの教育施設整備を推進すること。
2. 県立高校におけるパソコンなどの情報機器の導入、更新に努め、最新機種を活用による情報教育を可能とする施設整備を進めること。
3. 小中学校の情報教育については、高速インターネットに常時接続可能な基盤整備を促進するとともに、そのための市町村支援に積極的に取り組むこと。
4. 公立高校における教師と生徒の教育効果を高める場として、共同宿泊施設の整備を推進すること。
5. 情報産業・先端型企业等に携わる人材を養成するため、工科系大学など高等専門教育機関の誘致促進を図ること。
6. 本県への短大・4年制大学などの誘致促進を図ること。
7. 屋内・屋外体育施設の整備助成をするとともに、スポーツ・レクリエーション活動を推進するための社会体育施設の整備充実を図ること。
8. 社会教育関係施設の充実強化を図ること。
9. 小中高校など全ての学校が地域のコミュニティセンターとして活用できるような整備充実を図ること。また余裕教室（空き教室）の地域社会への開放など積極的な活用を図ること。

10. 新たに「教育相談室」や「PTA会議室」などを充実すること。特に、いじめで欠席する子のために、一時的に緊急避難して適切な学習機会を確保する「やすらぎの教室」(仮称)を早急に整備すること。
11. 障がいを持つ児童・生徒の在籍が可能となるよう、身体障がい者用トイレやエレベーターの整備など学校施設のバリアフリー化を進めること。
12. 県立図書館の人的資源を整備・充実させて高度な専門的資料要求にも対応できる体制づくりに努めること。
13. 県立図書館の資料費を大幅に増額し、施設・備品の充実等を促進し、県立図書館のソフト・ハード両面からの充実強化を推進すること。
14. 県立高校の図書館を生徒並びに地域住民に、土曜日や日曜日に開放すること。
15. 県立図書館を核とした県内図書館との情報ネットワーク化を促進し、県立図書館の市町村図書館への支援連携強化を図ること。
16. 市町村図書館の建設費助成の大幅増額を図るとともに、市町村図書館の分館・分室建設及び移動図書館、資料費などへの助成を推進すること。あわせて県内全市町村への公共図書館の早期設置を促進すること。
17. 学校図書館が、施設・設備の物的側面(適切な高さの書架・十分な照明・ストーリーテリングの部屋・横になれる自由な空間・ブラウジングスペース・AVホール・スタジオ・生徒数に応じた閲覧席・新鮮で魅力ある蔵書など)および人的側面(適切かつ専門的に教育を受けた意欲ある司書教諭・スタジオエンジニア・コンピュータ専門のオペレータなど)において、充実が図れるよう抜本的改革を検討するための検討委員会を設置すること。
18. 障がいのある子供の読書環境を整備するため、盲学校の図書館、公共図書館での点字図書等の大幅な充実を図ること。
19. 地域の防災拠点としての学校の機能を充実させ、老朽校舎の建て替えを促進すること。特に、未実施教育施設の耐震診断を速やかに行うとともに、改築、補強を求められている小中学校、高校の施設整備に早急に取り組むこと。
20. ティームティーチングやマルチメディアを活用した授業など新しい学習形態に適應した小中高等学校の施設整備を促進すること。
21. 学校週5日制の対策として、博物館(美術館)、青年の家、公民館等の公共施設を使つての活動が十分できるよう、県として企画立案を推進すること。
22. 学校トイレの洋式化・洗面所の美化を促進すること。猛暑対策として教室の冷房化を進めること。
23. 学校の安全管理について、学校が家庭や地域社会、警察との連携を密にして、幼児・児童・生徒の登下校も含めた安全確保対策に万全を期すこと。特に通学路の要注意箇所の把握や通学安全マップ作成などの整備点検を行うこと。
24. 「学校安全管理の手引き」に基づき、学校の安全管理の再点検を実施するとともに、教職員の安全管理意識の高揚を図ること。
25. 米国で普及している民間警備会社や退職警官を活用した「スクールポリシステム」の導入を検討すること。

7-5.文化・スポーツの振興と国際交流の推進

1. 県立の博物館、美術館、水族館などの施設に対して、県民の入場料無料化を検討すること。
2. 博物館・美術館・歴史館・水族館等にそれぞれの展示品について平易に解説してくれる「解説ボランティア」を県が関係する諸団体とも協力して、「養成講座」等を設けて積極的に育成助成すること。
3. スポーツ・芸術・文化などの文化振興のために支援活動する企業への優遇税制の拡大・メセナ減税の実現を国に積極的に働きかけること。
4. 郷土に伝わる民芸・工芸等の技術・伝統を守り、その普及を図ること。
5. 郷土資料館の整備と増設を図り、資料の体系的収集と計画的な保存体制を促進すること。
6. 「八景」「百景」など名勝の地の多い本県の特徴を活用し、景観を生かした観光対策、まちづくりを進めること。
7. 地域のアマチュア・青少年・婦人等の行う音楽・演劇等に対する助成や地域に根ざした文化活動の奨励のための援助を積極的に行い、人と人との交流を促進する地域文化の再生発展に全力で取り組むこと。
8. 本県のさらなる文化芸術の振興のために、他の都道府県に先駆けて、宣言規定的なものではない予算を伴った内容のある文化芸術振興条例の制定をめざすこと。
9. 「第23回国民文化祭・いばらき2008」の開催を契機に高められた文化芸術のさらなる振興のために、また、その全国への発信に向けて一層の取り組みを進めること。
10. 文化の裾野を広げ、若者の文化活動を推進するために、「平成26年度第38回全国高等学校総合文化祭茨城大会」の開催に向けて、児童・生徒の文化活動の推進及び大会PR等に積極的に取り組むこと。(新規)
11. 霞ヶ浦の自然、周辺住民の歴史、文化を踏まえた「水辺美術館」建設を検討するなど、霞ヶ浦湖畔に世界のつくばにふさわしい文化・芸術ゾーンづくりを進めること。
12. 地域の文化芸術活動や伝統文化活動の学校教育への導入を図ること。
13. 一流の文化・芸術に身近に触れる機会を提供するなど、学校における文化芸術活動の機会を拡充すること。
14. 県民芸術祭の充実を図ること。
15. 史跡等の公有化を促進するとともに、埋蔵文化財の保護を強化すること。
16. 収蔵品を持たず「企画で勝負」という美術館・博物館を設置し、県民に親しめる空間を提供できるようにすること。
17. 県立美術館の収蔵品の充実強化を図ること。
18. 国際交流の推進を図るため、各種団体との連携強化を積極的に促進すること。
19. 県内留学生に対し援助施策を展開し、草の根の国際交流を拡充すること。

20. 国際的感覚を身につけた青少年育成のため、その教育にあたる教職員の海外研修制度の拡充を図るとともに、外国語指導助手の受け入れ拡大などを積極的に推進すること。
21. 国際文化交流を推進するため、生活文化(民芸・民謡・音楽など)の国際交流を図る「文化のつばさ」の実現に努めること。
22. 東京芸大取手校、筑波大学芸術学系などの立地の優位性を生かして、県民の芸術・文化ニーズの高度化に対応するための国際的な芸術文化交流拠点の整備を図ること。
23. 高校生の留学及び受け入れの拡大を図ること。
24. 小学生への外国語(英語)とのふれあいの場を創出し、国際人としての素養を磨く土壌づくりを検討すること。
25. 美術館、ギャラリー、画廊などの緊密なアートネットワークの形成を支援し、総合的な芸術・文化支援策を講ずること。
26. プロのミュージシャンを目指す人達を支援するため、コンクール等の機会を積極的に設けること。
27. 広域スポーツセンター事業を推進し、総合型地域スポーツクラブの設立・育成を図ること。
28. 世界で活躍できる選手の育成をめざし、「世界に羽ばたく高校生選手強化事業」等の支援を強化すること。
29. 障害者スポーツの振興を図ること。

8.農林水産業の振興

8-1.農業自立体制の確立

1. 他産業並みの所得を実現できる水田農業経営者の育成に全力をあげること。
2. 稲作農家が意欲をもって取り組めるような支援制度を構築するよう国に働きかけること。
3. 小規模農業者などへの支援策として、意欲的な農業などをチャレンジ・ファーマーと位置付け、担い手へ育成・誘導する支援策を国に働きかけること。
4. 小規模農家などが永続的に農業を続けられるよう、集落営農組織への支援や農業生産法人化育成・誘導策を講ずるよう国に働きかけること。
5. 継続営農を希望する小規模農家や高齢者農家を地産地消・担い手農家として支援するため、直売所、ファーマーズマーケットの整備を推進すること。
6. 「めざましごはんキャンペーン」など米の消費を拡大する県民運動を積極的に推進すること。
7. 本県農業産出額の約50%を占める園芸部門の振興を図るために、施設化の推進を図るとともに、ハウス等の施設への補助対象の拡大・強化を国に働きかけること。
8. 地域水田農業ビジョンの実現のため、高品質米生産や麦・大豆のブロックローテーションの定着による本作化に向けた施策の充実を図ること。
9. 品質重視の米作りと併せ、競争力のある米産地を作るための体制を整備確立すること。高品質な農産物の安定生産に向けて健全な土づくりのための良質な完熟堆肥づくりと供給体制の確立、強化に努めること。
10. 農産物価格対策については、生産される主要農作物間相互における価格がバランスのとれたものであるとともに、農家の所得と生産費が長期的に保証される総合的保証制度の確立を図るよう、国に要請すること。
11. 主産地における貯蔵・加工施設の整備を図るとともに、生産者団体にとって、その運営が可能となるような体制づくりをさらに促進すること。
12. 転作作物の安定生産、定着化対策を推進するため、経済性の高い転作作物の研究開発に積極的に取り組むこと。あわせて生産性の高い畑作物の研究開発を促進し、畑作農業の振興を図ること。
13. 学校給食における県産農産物の利用を促進させること。
14. 飼料自給率の向上を図るため、稲ホールクロップサイレージの普及と低コストの機械技術の開発を進めること。
15. 化学肥料・農薬などの使用を抑えることを目的とした環境保全型農業技術の研究開発を積極的に推進すること。
16. 登録農薬の少ない地域特産作物について、農薬残留の安全性確認など登録拡大のための試験を行い、農薬の適用拡大を図ること。

17. ダイオキシン類等の化学物質について、農産物の安全基準の設定を国に働きかけること。
18. 食の安全と安心を確保するために、「農場から食卓」までの生産情報を届けるトレーサビリティ・システムの導入を推進すること。「いばらき農産物ネットカタログ」の登録拡大と利用普及を積極的に進めること。
19. 食品の産地偽装や賞味期限の改ざん事件などにより、大きく揺らいだ食品の安全性に対する信頼が未だ回復していないので、食品の安全・安心確保のため、さらなる監視体制を強化すること。
20. 本県農業・農村・農産物トータルのイメージアップを図るため、環境に配慮した農業生産活動と地域全体の環境保全活動に一体的に取り組む「エコ農業茨城」を普及すること。
21. 産地間競争が激化するなか、県産農産物を対象とした恒常的かつ継続的なPRを行うことなど、本県農業のイメージアップのために全力を上げ、農業産出額全国第2位を確固たるものとする。
22. 自然との触れ合いを求める都市住民との交流が図られるよう、地元の受け入れ体制の整備と都市住民への情報発信の充実などの対策を講ずること。
23. 消費者の生鮮野菜購入量が減少する一方で、加工・業務用野菜の需要が増加している。また、加工・業務用における輸入野菜の割合は30%強と大きく増加傾向にあることから、量販店の需要に対応した契約取引の推進や市場卸売との連携による新産地の育成を推進すること。
24. 多様化する消費ニーズに対応するため、地域の特産物を活用した加工品の開発や販路開拓など、農産物の高付加価値化の推進を図ること。
25. 安全・安心な農産物の生産を拡大するため、生産段階における総合的なリスク管理対策「適正農業規範（GAP）」の導入促進を図ること。
26. 土壌診断に基づく栽培技術の指導や普及啓発活動による持続性の高い農業生産に取り組む農業者（エコファーマー）の認定促進を図ること。
27. 家畜排せつ物処理施設等の整備支援による堆肥の農地還元促進を図り、環境に対する負荷削減を推進すること。

8-2. 農業生産基盤の整備

1. 米価下落時においても、農家経営の安定化が図られるよう、農業者戸別所得補償制度など、経営安定対策の充実を国に働きかけること。
2. 農業生産性の向上および水田営農の活性化対策を推進するため、かんがい排水、ほ場整備、農道整備などの基盤整備事業を積極的に推進すること。
3. 遅れている畑地の基盤整備を進めるとともに、霞ヶ浦用水などを活用した畑地かんがい施設の整備を促進し、収益性の高い「大規模園芸産地」を育成すること。
4. 自然災害による農地・農業用施設や宅地等の湛水被害の防止や地盤沈下による農業用施設の機能低下の回復を目的とする農地防災事業を推進し、農業生産の維持、農業経営の安定及び県土の保全に努めること。

5. 国営農業水利事業に関して、事業完了後の効果未発生地域に対する地元負担金の償還猶予などの措置を国に要請すること。
6. 「農地・水・環境保全向上対策」として、地域住民など多様な主体の参画を得ながら農村資源を適切に保全・管理すること。
7. 基幹的水利施設の更新等が今後増加することから、施設の長寿命化により有効活用を図ること。
8. 増加傾向にある耕作放棄地の発生防止・解消対策を充実強化すること。

8-3. 快適な農村づくりと農業後継者対策

1. 活力ある農村社会をつくるため、担い手の育成・確保を図る経営体育成事業を積極的に推進すること。
2. 農業の体質強化を進めるとともに、若い農業者にとって魅力ある農業確立を図ること。
3. 農業集落排水事業や農道等の農村生活関連社会資本の充実を図ること。
4. 都市と農村の交流促進、地域の創意工夫に基づく人材育成に積極的に取り組むこと。
5. 後継者定着のため農業従事者が、他産業並みの所得水準を確保できるような諸対策の推進を図ること。
6. 農業機械や農薬などによる事故を防止するための安全対策に積極的に取り組むこと。
7. 女性農業従事者の研修体系の充実による農業技術の向上を促進するとともに、育児や介護に関する施設サービスやホームヘルパーの充実、休日のルール化や代替労働などを進め、女性農業従事者への支援の強化を図ること。
8. 農村は高齢者人口比率が相対的に高く推移しており、高齢化対策事業に積極的な取り組みを図ること。特に、高齢農業者による豊富な知識や経験を活かした、担い手や新規就農者への支援、地域農産物の加工・直売・農村文化の伝承などの自主的な活動を促進すること。
9. 女性起業家の育成や、市町村農業委員会をはじめとする農林業諸団体の運営や地域の方針決定への女性の参画を促進するなど、女性が農業生産や地域社会において生き生きと活躍できる環境づくりを推進すること。
10. 本県農業の振興に貢献している外国人研修生、技能実習生の実態把握に努めるとともに、その円滑な活動への支援に取り組むこと。
11. 高齢化や兼業化などにより増加する耕作放棄地や不作付けへの対応策として、新規参入者の受入れ促進を図るため、栽培技術の習得や農地の確保などへの支援を積極的に行うこと。
12. 使用済農業用プラスチックについては、リサイクルを基本とした適正処理を行うとともに、リサイクル製品の需要拡大を図ること。

13. 平地に比べ農業生産条件が不利な中山間地域において、水源のかん養、県土の保存などの多面的機能の維持を確保するため、中山間地域等直接支払事業を推進すること。あわせて、地域特産物や観光資源を活かした地域農業の育成を図るとともに、新たな山村振興策を推進すること。
14. 人口減少と高齢化が進む集落の対策を市町村と共に戦略的に行うこと。
15. 家畜排泄物や木くずなどの他、ひまわりや菜種、非主食用米など、農業資源の活用を推進し、バイオマスエネルギーの普及促進に取り組むこと。さらに、茨城県バイオマス総合活用マスタープランに基づき循環型社会の実現と農業農村の振興を図ること。
16. 食品産業での食物残さの一時処理を推進し、この再利用により製造された肥料及び飼料等の適正利用技術の確立と利用を促進すること。
17. 活力と潤いのある村づくりを推進するため、集落自らが取り組むコミュニティ活動や交流活動の拠点となる施設整備に対する支援を行うこと。
18. 新規就農者の確保のため、就農相談、農業技術研修、就農支援資金の融資、市町村の受入情報の提供など、就農定着までの支援を行うワンストップサービスの提供と就農コーディネーターの充実を図ること。
19. 高齢農業者による豊富な知識や経験を活かした、担い手や新規就農者への支援、地域農産物の加工・直売などの自主的な活動を促進すること。
20. 都市と農村の交流を通じて、農業・農村の活性化を図るために、グリーンツーリズム活動に対する支援を行うとともに、アグリビジネスを推進すること。

8-4. 気象災害対策の強化

1. 冷害・干害・風水害などに関する短期・長期気象情報の的確な把握と伝達体制の強化を図ること。
2. 気候変動に対応できる生産技術の充実強化を促進すること。
3. 災害農家救済のため融資資金限度額の引き上げ、償還期間の長期化、利子補給の拡大、貸付条件の緩和、申請手続きの簡素化などを促進すること。
4. 県農業データベースを充実し、気象情報の提供やその対応を指導する体制を強化すること。

8-5. 畜産・野菜・果樹・花き対策の強化

1. 安全で高品質な農産物の生産を推進するため、乳用牛の改良や常陸牛など銘柄畜産物の確率に取り組むこと。
2. 畜産物の生産段階から安全性を確保するため、畜産物生産ガイドラインの普及・定着に取り組むこと。
3. 常陸牛、ローズポークなどの銘柄畜産物を中心に畜産物全体のブランド力の向上を図ると共に、畜産物の消費拡大のために畜産フェアの開催などに積極的に取り組むこと。

4. 畜産物の価格安定対策に積極的に取り組むこと。
5. 家畜排泄物処理施設の整備、環境保全に対する啓蒙指導などにより、畜産環境対策を強力に推進すること。
6. 国際競争や産地間競争に負けない畜産農家を育成するため、畜産センターにおいて、新時代に対応した畜産技術の研究開発を行うこと。
7. 豚コレラについて、ワクチンによらない防疫体制を維持するため、検査体制や農場における監視体制を継続すること。
8. 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の発生に備え、農場への進入防止を徹底するとともに、危機管理体制の充実を図ること。
9. 園芸作物の品質向上を図るため、生産集団の選果選別体制の強化や生産管理責任者の設置など、組織運営の質を高める生産振興対策に取り組むこと。
10. ロットの拡大により販売力を強化するため、任意組合や個別生産者の組織化、農協部会と任意組合との再編、広域農協内の部会間統合を推進すること。
11. 銘柄産地および新産地の育成などにより野菜・果樹・花きの振興を促進するとともに、生産計画、品質の向上、生産価格の安定、流通対策などに積極的に取り組むこと。
12. 野菜価格安定事業などの拡充・強化を国に働きかけるとともに、流通機構の近代化・合理化を図り、野菜など食品の価格安定対策を促進すること。
13. 園芸生産農家の省力化・低コスト化を図るため、生産機械化一貫体系の確立、低価格の機械・設備の開発と普及、出荷規格の簡素化などに積極的に取り組むこと。
14. 施設園芸農家の経営安定を図るため、ハウスの多層化や省エネ機器の導入支援などを進め、低コスト生産ができる競争力の強い産地体制を整備すること。
15. 国や他自治体と連携した、効率的な輸入生鮮野菜等の試験検査を実施し、県内に流通する輸入食品の安全確保の充実・強化を図ること。
16. 国際競争力のある野菜・しいたけ産地を確立するための様々な構造改善などの取り組みに対して、国の支援充実を要請すること。
17. 鮮度や安全性など国産野菜のもつ優越性をアピールし、国民の消費啓発に向けて積極的な取り組みをするよう国に働きかけること。
18. 全国の約4割の生産を占めるれんこんについて、その銘柄化を含め、生産・流通・加工などの対策を積極的に推進すること。
19. 「れんこん料理フェア」の開催等により、れんこんの一層の消費拡大を図ること。
20. バイオテクノロジーなど先端技術を活用した技術開発を促進すること。
21. 飼料の価格高騰や畜産物価格の低迷により、畜産農家の経営維持が厳しい環境にあるため、経営基盤の安定に積極的に取り組むこと。

8-6. 牛海綿状脳症（BSE）対策の充実

1. BSEの発生メカニズム、感染経路・原因等の解明、生前診断技術の早期確立に向けて全力を挙げるよう、国に働きかけること。
2. 24ヶ月齢以上の死亡牛の全頭検査に係わる支援策の充実及び継続を国に要請すること。
3. 牛由来肉骨粉について、分別処理の徹底を図るとともに、焼却処理にかかる国の助成制度の存続を要請すること。
4. BSE対策を講じるすべての食肉処理場に対して、解体処理に伴う機器設備、人件費などの諸経費について、支援措置を講ずるよう国に働きかけること。
5. 畜産飼料の安全かつ安定的な確保のため、自給飼料の増産確保に向けた施策に取り組むこと。
6. BSEが発生した場合の畜産農家に対する支援措置を、引き続き講ずるよう国に働きかけること。

8-7.水産業・林業の振興

1. 沿岸・沖合・内水面漁業の振興と漁港、漁場造成など水産基盤の整備を進めるとともに、漁村の社会福祉充実と環境整備のための諸対策を強化すること。
2. 漁業経営の安定と水産資源の持続的利用を図るため、資源管理型漁業や栽培漁業を推進すること。
3. 霞ヶ浦・北浦その他の内水面漁業の振興のため、漁場環境の保全や外来魚対策等を推進すること。
4. 漁業協同組合については、漁業生産と漁村生活の要であるとの観点から、その経営基盤の一層の安定対策に取り組むとともに、合併促進を図ること。
5. 水産物の消費の拡大と消費者のニーズにあわせた良質で安価な水産物を、安全かつ安定供給できるような流通の合理化や加工の高度化を促進すること。併せて、水産物や水産加工品のブランド化に取り組むと同時に、開発、販売力対策、PRの強化などにより、水産加工業の振興を図ること。
6. 新規就業者や後継者の円滑な漁業対策を推進するなど、漁業の担い手対策に全力で取り組むこと。
7. 不漁や燃油価格の変動により、厳しい経営状況におかれている漁業者に対して、経営の維持改善のための支援措置を講じること。
8. コイヘルペスウイルス病に耐性のあるコイの作出技術の普及指導に取り組むとともに養殖コイの流通対策を講じること。
9. 水産業を周知させるとともに、後継者育成を図るため、小中学生を対象とした水産講座等に取り組むこと。
10. 林業の持続的かつ健全な発展を図るため「森林・林業基本法」に基づき、施策を積極的に展開すること。
11. 水資源の涵養や県土保全・地球温暖化の防止、また、木材供給などの観点から、林業振興のための具体的な施策に積極的に取り組むこと。

12. 県民生活に身近な森林を整備保全するため、身近なみどり整備推進事業の円滑な推進を図り、県民の健康増進や環境教育の場となる平地林・里山林などの積極的な整備、保全に取り組むこと。
13. 県民の緑化意識の高揚を図るため、県民参加により体験を通じた緑化推進事業を積極的に推進すること。
14. 児童・生徒用の机（例えば天板）、椅子への活用など、間伐材の利活用の促進に積極的に取り組むこと。
15. 松くい虫による被害を終息させ、松林の有する機能を確保するため、適切な防除体制を講ずること。
16. 林業技術の改善や林業経営の合理化を図るため、試験研究の成果を効率的に普及すること。
17. 林業事業体の体質強化と林業労働力の確保・育成を図るため、林業就業者の就労条件の改善を促進すること。
18. 県産材の需要拡大を図るために、いばらき木づかい運動を展開し、公共事業（公営住宅、公共施設など）や民間木造住宅への県産材使用を推進するとともに、木材流通加工販売を促進すること。
19. 森林ボランティアによる森林保全活動を支援するなど機能豊かな森林づくりの推進を図ること。
20. 林業や特用林産への新規就業者の確保・育成を推進するため、新たに林業事業体等での雇用をとおした実務研修を行うなど、技術習得のための研修制度を充実すること。
21. 森林整備加速化・林業再生基金を活用して、間伐等の森林整備の一層の促進及び間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業の再生化を図ること。
22. 森林施業プランナーによる森林施業の集約化を進めるとともに、高密度路網の整備、高性能林業機械の活用などによる、低コスト作業システムの普及・定着を図ること。（新規）

9.大型プロジェクトの推進と地域の活性化

9-1.つくばエクスプレスの沿線開発と軌道系交通機関の整備

1. つくばエクスプレスの利用促進につながる事業の積極的な推進を図ること。沿線の観光ルートの整備やつくばの研究機関ツアーなどを積極的に企画すること。
2. つくばエクスプレスの沿線開発の主体となる土地区画整備事業については、関係住民の理解協力を得るとともに、国に財政支援措置を積極的に求めること。
3. あらゆる宣伝媒体やメディアミックスを通じて「つくばスタイル」を広くPRし、つくばエクスプレス沿線への首都圏からの定住を促進すること。
4. つくばエクスプレスのつくば～守谷間運転本数の増便を働きかけるとともに東京延伸を国や関係自治体に強く要請すること。
5. 地下鉄千代田線の取手駅までの運転本数を増やすとともに、取手以北への乗り入れを促進するなど、営団地下鉄の本県への乗り入れを積極的に働きかけること。
6. JR常磐線の輸送力増強に努め、特別快速電車の水戸までの延伸を求めること。
7. JR常磐線とJR宇都宮線の東京駅への乗り入れを、積極的にJR東日本及び国に働きかけること。
8. 沿線開発の進展に伴う需要増加に対応するため、関東鉄道常総線の増便、スピードアップを図り、JR常磐線・つくばエクスプレスとの一体的な整備を促進すること。あわせて立体化を含めた踏み切りの安全確保対策に全力で取り組むこと。
9. 東北新幹線新駅を設置を国・JRに強く働きかけること。また、JR宇都宮線(東北本線)の県内区間での新駅整備を具体化すること。
10. JR水戸線のダイヤ整備、スピードアップを働きかけること。
11. 土浦・つくば・石岡方面と鹿島地域を、公共交通機関でつなぐ方策を検討すること。
12. JR常磐線の踏切事故を防止し交通渋滞を解消するため、主要踏切の立体化及び踏切の改修を行うこと。
13. JR常磐線の上野発特急電車(少なくとも高萩までの運行)の最終時刻を一時間繰り下げるよう働きかけること。
14. 高齢者や障がい者のためのエレベーターやトイレの設置等、駅施設の改良を鉄道事業者働きかけるとともに、バリアフリー新法に則り、重点整備地区のバリアフリー化を迅速に進めること。
15. 路面電車を復活させた実績例などを採算面から調査分析し、どのような街づくりに反映できるかを具体的に検討すること。

9-2. 茨城空港の利活用と周辺地域の整備促進

1. 昨年3月に開港した茨城空港の利活用の促進を図ること。日本初のローコストキャリア対応の首都圏第3の空港として位置づけ、新たなビジネスモデルの確立を目指すこと。札幌・大阪・福岡・沖縄の国内4路線確保にも全力を挙げること。
2. 空港ターミナルビルに関しては、単なる空港の付帯施設という位置づけではなく、地域活性化の拠点施設としての運用を検討すること。
3. 茨城空港周辺の道路等の面的整備を行うこと。特に広域的な空港アクセスに寄与する東関東自動車道水戸線、国道6号千代田石岡バイパスの整備促進を国に強く要請すること。
4. 県南・県西の県民にも利用してもらえる様、特に西側からの飛行場への直線的なアクセス道路の整備を図ること。

9-3. 茨城港（常陸那珂港区）と周辺地域の整備促進

1. 茨城港（常陸那珂港区）のコンテナターミナルについて、24時間オープンや、定期航路の充実など国際競争力を高める施策を進めること。
2. 積極的なポートセールスにより、茨城港（常陸那珂港区）の利用企業の確保に努めること。
3. ひたちなか地区留保地利用計画に基づく企業誘致を進めること。
4. 国営ひたち海浜公園の全面開園の促進を図ること。
5. 海浜公園内に大人も子供も一緒になって自然と触れ合える大規模な野外キャンプ場の設置促進を図ること。

9-4. J-PARCの利活用と地域振興

1. J-PARCの整備推進と適切な運営体制の確立を国に積極的に要望すること。
2. J-PARC計画の課題は、中性子を利用した研究と産業振興であり、第2期計画に位置づけられている核変換実験施設の整備など、研究活動支援を国に強く要請するとともに、ビーム利用料金の低廉化を図るなど産業界での利活用に向けた環境整備に全力で取り組むこと。
3. J-PARCを核とした地域振興を促進するため、「東海・日立地区」及びその周辺地域に関連する民間研究機関や新たな産業の集積等を図り、新たな科学技術拠点の形成を図ること。

9-5. 県南・県西地域の振興

1. つくば地域は、研究開発機能の一層の充実を図るとともに、国際都市にふさわしい高次都市機能を備えた魅力ある都市づくりをめざし、行政施策の積極的な展開を図ること。

2. 構造改革特区として国から認定された「つくば・東海・日立知的特区構想」実現に向けて、積極的な取り組みをすること。特に、つくばが既存資源を有効に活用し、基礎・応用研究から産業化まで一貫して担う知識産業の集積拠点になるよう積極的に取り組むこと。
3. つくば市の中心地域と周辺地域の格差是正を図るとともに、その一体的な発展を促進するため、県として全力のバックアップをすること。
4. 厳しい地域間競争に打ち勝つため、土浦・つくばを核とした県南の50万都市づくりに向けて、一層の取り組みを図ること。
5. 土浦市とつくば市を中心とした県南に、国の内外から人々が自由に行き交うことのできる魅力的な交流空間、交流環境を整備すること。
6. つくばエクスプレス沿線地域と周辺市町村を結ぶ交通網を整備するとともに、バス等の公共交通機関による、交通弱者にも配慮した交通システムを再構築し、交流人口の増加をはかること。
7. 霞ヶ浦、筑波山、研究学園都市などを巡回する「周遊バス」を実現し、国際・国内広域観光を推進すること。
8. JR常磐線土浦駅とつくば学園都市を結ぶ軌道インフラ、新交通システムの導入をめざすとともに、当面、土浦駅とつくば駅間にはシャトルバスの運行を図ること。
9. 土浦市・つくば市および牛久市を中心として研究開発機能や業務管理機能などの諸機能の集積を図る業務核都市の早期整備に全力をあげること。
10. 県南市町村による広域行政ブロック会議を開催し、行政の境界を超えたニーズや課題に取り組み、一体的で総合的な広域行政を進めること。
11. 土浦・つくば地域に、高度技術社会に対応した人材の育成と就学機会の拡大を図るため、工科系の大学の誘致を実現すること。
12. 飛行船を活用したまちづくり「エアシップタウン構想」について、地域振興という観点から積極的に取り組むこと。
13. 県南ばかりではなく、県央、鹿行からも患者が搬送されるなど救急医療、地域医療の要としての役割を担っている土浦協同病院の移転、新改築については、県として全面的なバックアップをすること。
14. 公的研究機関や大学を広く一般に開放するよう積極的な働きかけを行うこと。
15. つくば地区における研究開発の成果を活用するため、産・学・官の連携による技術開発や起業化など新産業の育成が可能となるよう全力で取り組むこと。
16. つくばエクスプレス沿線地域においては、つくばならではの魅力ある市街地整備に取り組み、21世紀にふさわしい先駆的なまちづくりを進めること。
17. 筑波山にビジターセンターを設置するとともに、筑波山の保全活動、環境教育の拠点として積極的な利活用を図ること。
18. つくば地域の国家公務員宿舎跡地をまちづくりに有効活用するとともに、施設の老朽化対策など研究・教育機関の基盤強化を促進するよう国に要請すること。

19. 造成・開発・分譲中の工業団地は、企業の誘致に全力を挙げ、「内陸型・創造型産業圏」の育成を図ること。
20. 古河駅東部土地区画整理事業を促進すること。
21. 県西総合公園・砂沼広域公園の整備を地域の防災拠点としての機能強化を目的として、計画的に進めること。
22. 首都圏中央連絡自動車道の建設推進を国に強く働きかけるとともに、成田空港に直結する道路にふさわしい沿線開発を進め、関係地域の均衡ある発展を目指すこと。アクセス道路として、国道294号（常総拡幅）、354号（境岩井バイパス）、県道土浦竜ヶ崎線などの早期整備を図ること。
23. つくばエクスプレス沿線各駅へのアクセス向上のため、野田牛久線（都市軸道路）等の整備促進を図ること。
24. 主要な都市間を結ぶ国道6号バイパス（牛久土浦、土浦、千代田石岡）、50号バイパス（結城、下館、協和）、354号バイパス（境岩井、岩井）、125号バイパス（つくば）などの道路整備を促進すること。
25. 渋滞の緩和、安全対策、利便性の向上、さらには合併に伴うまちの一体化などを目的として、市町村から要望の強い道路の整備に積極的に取り組むこと。特に、都市計画道路真鍋神立線（土浦市）、県道飯岡石岡線バイパス（石岡市）、国道125号バイパス（つくば市）、県道石岡田伏土浦線志戸崎・田伏バイパス（かすみがうら市）、主要地方道取手つくば線バイパス（つくばみらい市）などの整備促進を図ること。
26. 鹿島鉄道跡地を活用し、新たな交通システム（バス高速輸送システム（BRT））の整備促進を図ること。
27. 筑波山周辺の沿道の改善を推進し、良好な眺望の確保と観光客が立ち寄りやすい環境整備を図ること。

9-6. 県央・鹿行地域の振興

1. 水戸市内の交通渋滞の解消をより積極的に推進すること。
2. 地域住民に協力を得ながら、新県庁舎周辺地域を中心に、県民・市民が誇れるような緑豊かな風格ある街づくりを推進すること。
3. 賑わいがあり歴史と文化を重んじた水戸市内中心部の市街地の形成に尽力すること。
4. 市街地の賑わい創出の呼び水として三の丸庁舎と県立図書館脇の広場にひろく青少年をはじめ多くの人々が利用可能な屋根つきの屋外ステージを設置すること。
5. スケートボードやBMXなどのアクション・スポーツ施設を水戸駅または千波湖周辺に誘致すること。
6. 県民の文化創造の拠点として広い駐車場完備の新県民文化センターの建設構想に着手すること。

7. 茨城空港公園の整備を推進すること。
8. 鹿島港の整備・波崎漁港の整備など拠点の整備を推進すること。
9. 鹿島灘海岸保全のための侵食防止対策を推進すること。
10. 鹿島港の北公共埠頭地区、外港地区の整備を推進すること。
11. 茨城港（大洗港区）の航路の整備を推進すること。
12. 北関東自動車道の一日も早い全線開通を国に求め、沿線開発事業を推進すること。
13. 茨城中央工業団地整備事業を推進し、優良企業の誘致を推進すること。
14. 那珂川の無堤防地帯の解消、流入中小河川での逆流を防ぐ水門の整備等を早急に完了すること。
15. 都市基盤整備の基礎的条件である治水上の安全性を高めるとともに、関連事業の推進を図るため、水戸市内の河川（新川・石川川・西田川・沢渡川・境川・澗沼前川・桜川）の改修事業を促進すること。
16. 国道6号酒門六差路の立体交差化を整備すること。
17. 国道6号・国道50号交差点の立体交差化を整備すること。
18. 都市計画道路中大野中河内線の国道123号交差点から国道50号までの区間、主要地方道路水戸神栖線交点から都市計画道路梅香下千波線交点までの区間、県道下入野水戸線交点から幹線市道町付・大野線交点までの区間の整備促進を図ること。
19. 県道赤塚馬口労町線の赤塚駅北口駅広場交点からJR常磐線水戸街道踏切交点までを整備促進すること。
20. 県道内原塩崎線、茨城町境から大場町・茨城町境から鯉淵地区の間の付替えを含む拡幅整備を促進すること。
21. 水戸神栖線の都市計画道路中大野中河内線交差点から国道6号までの間の千波十字、平須十字の主要な交差点改良及び将来的な4車線化を整備促進すること。
22. 石岡城里線の谷津町から鯉淵町（倉田地区）までの間の整備済み区間を除く付替えを含む拡幅整備及び鯉淵町（東地区）から笠間市境までのバイパス整備を促進すること。
23. 玉里水戸線の都市計画道路河和田飯島線交点から萱場町までの間の付替えを含む拡幅整備を促進すること。
24. 友部内原線の笠間市境から五平町（犬塚地区）までの間の付替えを含む拡幅整備を促進すること。
25. 真端水戸線の幹線市道31号線（堀・田野・成沢線）交点から整備完了箇所までの間の付替えを含む拡幅整備を促進すること。
26. 国道50号交点から国道118号交点までの間の付替え及び主要な交差点改良を含む拡幅整備を促進すること。

27. 中石崎水戸線の都市計画道路元吉田元石川線終点から茨城町境までの間の拡幅整備を促進すること。
28. 城里那珂線的那珂川に橋梁を架設し、那珂市境から国道123号に至る水戸市及び城里町にまたがる県道整備を促進すること。
29. 水戸市内にある老朽化した東町運動公園プールを改築し、県民の健康づくりとスポーツ振興、さらに、地域の活性化を図ること。
30. 水戸北スマートインターチェンジの利用促進を図るとともに日立方面の乗り降りを可能とするフルインター化を推進すること。
31. 東関東自動車道水戸線潮来～鉾田間の整備促進と鉾田～茨城空港北間の早期供用を、強く国に働きかけること。
32. 梅戸橋掛け替えに伴い、都市計画道路梅戸橋桜川線(3・3・175号線)の影響区間を整備促進すること。
33. 水戸市芸術館との連携を図り、海外との芸術・文化の振興を促進すること。
34. 地域の安全安心を確保するため、神栖警察署(仮称)を設置すること。
35. 県道子生茨城線鹿田地内の道路拡幅を整備促進すること。

9-7. 県北地域の振興

1. 国道6号日立バイパスの南側への延伸を国に強く働きかけること。さらに、都市計画道鮎川停車場線とのアクセスを具体化するよう国に働きかけること。
2. 国道6号石名坂坂上(大みか町6丁目交差点)までの4車線化工事の早期施工を国に要望すること。
3. 「日立地区産業支援センター」を積極的に支援し、製造業の再生や新産業の育成に努力すること。特に、情報発信拠点としての機能を強化すること。
4. 茨城港(日立港区)の整備充実を図り、液化天然ガス貯蔵施設の整備促進、完成自動車の海上輸送拠点として利用促進を図ること。
5. 海岸の高潮及び侵食対策に万全の対策を講じること。
6. 肋骨道路の整備を促進すること。特に、国道461号の整備を促進すること。
7. 県道日立笠間線の整備を促進し、日立市と常陸太田市の一元的発展を促すこと。
8. 県道十王里美線(十王北通り線)の国道6号への延伸を早急に具体化すること。
9. 県道多賀停車場線のJR常陸多賀駅前ロータリー改修工事の支援を行うこと。
10. 日立市内の主要道路の渋滞緩和のために、ETCによる常磐高速道の料金恒常的引き下げ(通常料金の半額程度)を国・東日本高速道路(株)に働きかけること。日立南太田ICと日立中央ICの中間部にスマートICの設置を検討すること。
11. 日立市内の中小河川(瀬上川・大沼川・大川・鮎川・東連津川)の整備・改修を進めること。

12. 日立地区のCATVによる地域情報化事業を積極的に支援すること。さらに、県北地域の情報過疎是正に最大限の努力を図ること。
13. JR日立駅の橋上化事業に対して積極的に支援すること。
14. 日立製作所日立総合病院の産婦人科医師を確保するなど、日立市を中心とする産科医療体制を整備すること。
15. 日立製作所日立総合病院の地域救命救急センター整備を、積極的に支援すること。
16. 過疎地域における自立促進対策を推進するとともに、共同体としての機能が維持できずに、消滅の危機に直面している「限界集落」の支援に積極的に取り組むこと。
17. 県北地域の魅力的なライフスタイル「いばらきさとやま生活」のさらなる促進と県北地域のブランド化を進め、交流人口の拡大と地域の活性化に取り組むこと。
(新規)
18. 公共交通の空白地域の解消に取り組むこと。
19. 緒川ダム中止関連対策実施計画の県道下檜沢上小瀬線・常陸太田烏山線及び市道野沢線の整備促進を図ること。